

平成26年分

年末調整の しかた



平成 25 年1月から復興特別所得税が創設されています

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）する必要がありますので、ご注意ください。

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

毎年、11月から翌年2月の期間に、国税庁ホームページに、年末調整に関する情報を掲載した「年末調整がよくわかるページ」を開設しています。

このページでは、税制改正の情報など、年末調整に関する最新の情報も掲載していますので、ぜひご利用ください。

はじめに

本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続といえましょう。



年末調整は大事な手続です。
正しく行いましょう。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
1月から6月までの分…**7月10日**
7月から12月までの分…**翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならぬことがあります。
4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書（納付書）に印字（記載）されているか確認してください。
5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(※) この「年末調整のしかた」は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

目 次

I 平成26年分の年末調整における留意事項等	4
1 復興特別所得税の計算	4
2 昨年と比べて変わった主な点	6
II 年末調整とは	7
1 年末調整を行うわけ	7
2 年末調整の対象となる人	7
3 年末調整を行う時	8
III 年末調整のしかた	9
1 年末調整の手順	9
2 各種控除額の確認	10
2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認	10
2-2 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認	18
2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認	22
2-4 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認	35
3 年税額の計算	50
3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	51
3-2 給与所得控除後の給与等の金額の計算	53
3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ	54
3-4 扶養控除額等の合計額の計算	54
3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	55
3-6 年調年税額の計算	56
4 過不足額の精算	58
5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載	69
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整	70

IV 平成27年分の給与の源泉徴収事務	71
1 平成27年から変わる事項	71
2 実務上の留意事項	71
2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認	71
2-2 源泉徴収簿の作成	72
V 給与所得者の確定申告	73
1 給与所得者が確定申告を必要とする場合	73
2 退職所得がある人の場合	73
3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合	74
VI 電子計算機等による年末調整	76
○ 平成26年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	78
○ 平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表	87
○ 平成26年分の配偶者特別控除額の早見表	87
○ [参考]（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算	88
○ 平成26年分 年末調整チェック表	90
○ 年末調整 Q&A	91
○ (参考文例)「年末調整を受ける際の注意事項」	93
○ 「平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ)の使い方	102
○ 平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	104

I 平成 26 年分の年末調整における留意事項等

1 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますので、ご注意ください。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

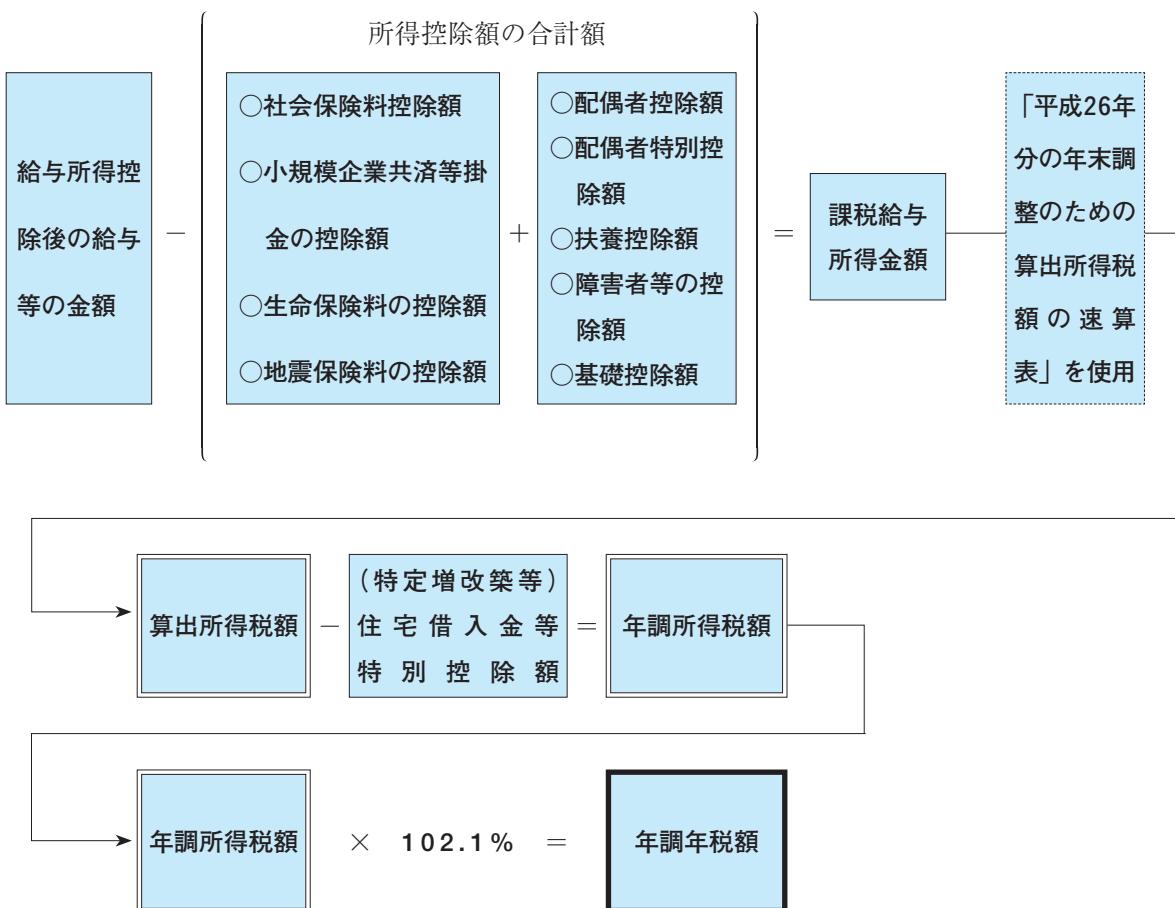
このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

【年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ】



【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

区分		金額	税額
給料・手当等	①	5,265,000 円	③ 97,170 円
賞与等	④	1,570,000	⑥ 51,434
計		⑦ 6,835,000	⑧ 148,604
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,951,500	配偶者の合計所得金額 () 円)
社会保険料等控除額	⑩ 給与等からの控除分(②+⑤) ⑪ 申告による社会保険料の控除分 ⑫ 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	1,023,601	旧長期損害保険料支払額 () 19,600 円)
生命保険料の控除額	⑬	115,000	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 () — 円)
地震保険料の控除額	⑭	44,800	⑪のうち国民年金保険料等の金額 () — 円)
配偶者特別控除額	⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	1,140,000	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	2,323,401	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額	⑲ (1,000円未満切捨て) 2,628,000	⑲ 165,300	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	140,000	
年調所得税額 (⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑	25,300	
年調年税額 (㉑ × 102.1 %)	㉒ (100円未満切捨て) 25,800	㉒ 25,800	㉑ × 102.1 %
差引(超過額)又は不足額 (㉒-⑧)	㉓	122,804	
超過額 未払給与に係る未	本年最後の給与から 当する金額 当する金額	㉔ ㉕	
0 0 0	0 0 0	04 04 04	

「年調所得税額㉑」欄の金額に 102.1% を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します (100円未満の端数は切り捨てます。)。

○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

2 昨年と比べて変わった主な点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払う掛金について適用されます。

〔参考〕平成 27 年分の源泉徴収から適用される主な改正点

平成 27 年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得 4,000 万円超の区分が設けられ、その税率を 45% とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成 27 年分の給与の源泉徴収事務について詳しくは、71 ページをご確認ください。

〔参考〕平成 27 年分の年末調整から適用される主な改正点

居住者が、要耐震改修住宅^(注)を取得した場合において、次に掲げる要件その他の所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること

(2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日（当該取得の日から 6 か月以内の日に限ります。）までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準（地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます。）に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。

(注) 「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準等に適合しない一定のものをいいます。

Ⅱ 年末調整とは

1 年末調整を行うわけ

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の中途中で給与の額に変動があること、②年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

2 年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人とならない人を区分して示すと次の表のとおりです。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
<p>次のいずれかに該当する人</p> <p>(1) 1年を通じて勤務している人</p> <p>(2) 年の中途中で就職し、年末まで勤務している人</p> <p>(3) 年の中途中で退職した人のうち、次の人</p> <p>① 死亡により退職した人</p> <p>② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年内に再就職ができないと見込まれる人</p> <p>③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人</p> <p>④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年内に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人 (退職後本年内に他の勤務先等から給与の支</p>	<p>次のいずれかに該当する人</p> <p>(1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人</p> <p>(2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人</p> <p>(3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）</p> <p>(4) 年の中途中で退職した人で、左欄の(3)に該当</p>

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
<p>払を受けると見込まれる場合を除きます。)</p> <p>(4) 年の中途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）</p>	<p>しない人</p> <p>(5) 非居住者</p> <p>(6) 繼続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）</p>

〔注意事項〕

- 1か所から給与の支払を受ける人で、年末調整を行う時までに、その給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人については、この申告書を提出するよう指導してください。
- 年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、このような人には期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。
なお、確定申告をしなければならない給与所得者の範囲の詳細及び確定申告期間については、73ページ以下を参照してください。
- 外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますから注意してください。

3 年末調整を行う時

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、通常は12月に行いますが、次に掲げる人については、それぞれ次の時に年末調整を行います。

年末調整の対象となる人	年末調整を行う時
(1) 年の中途中で死亡退職した人	退職の時
(2) 著しい心身の障害のため年の中途中で退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
(3) 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
(4) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）	退職の時
(5) 年の中途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	非居住者となった時

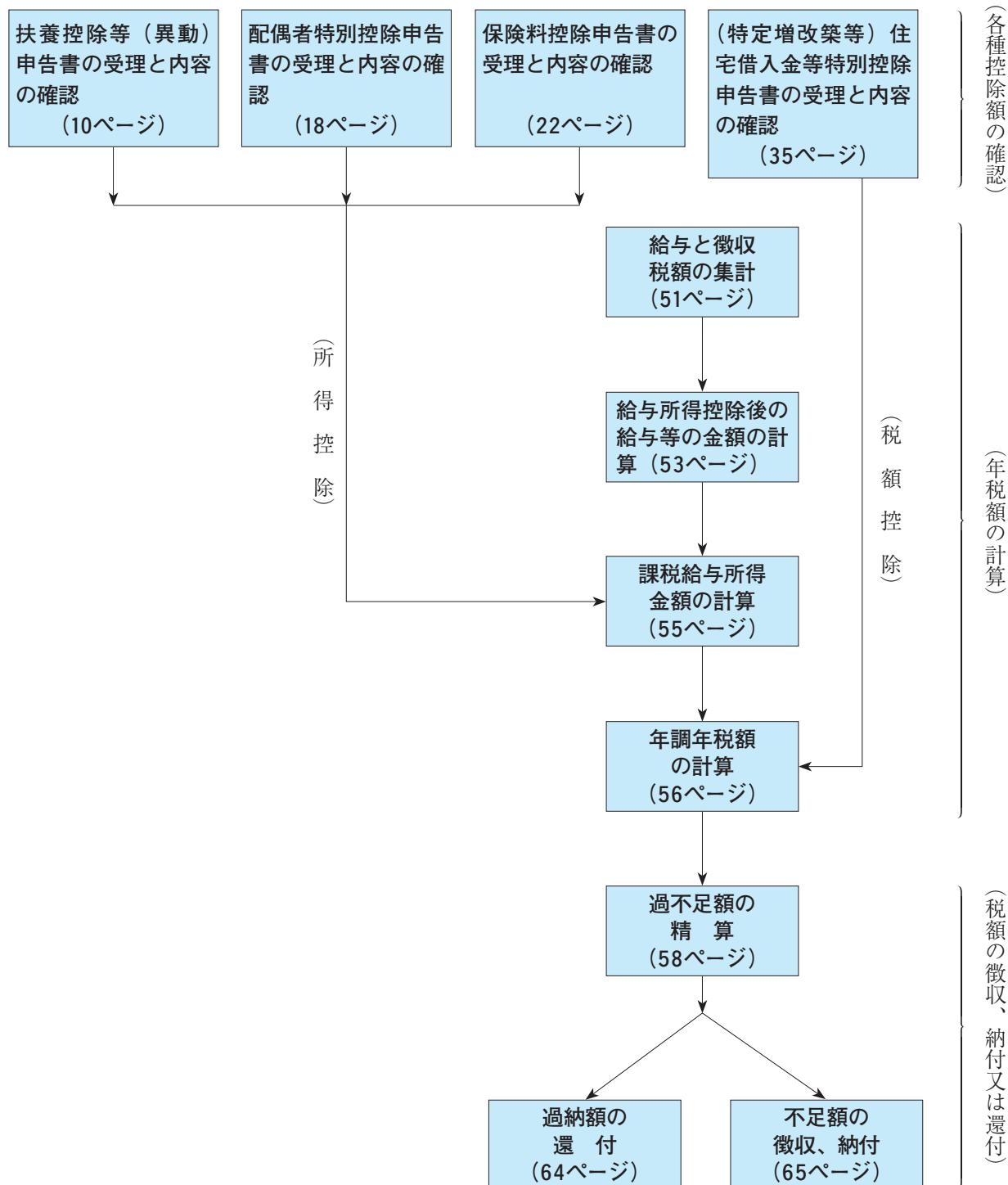
なお、その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の普通給与と賞与とを支払う場合で、普通給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても良いことになっています。この場合には、後で支払う普通給与の見積額及びこれに対応する見積税額を加えたところで年末調整を行いますが、後で支払う普通給与の実際の支給額がその見積額と異なることとなったときは、その実際の支給額によって年末調整のやり直しを行う必要があります。

III 年末調整のしかた

1 年末調整の手順

年末調整は、次のような手順で行います。

(枠内のページは、それぞれの手順の内容を説明している箇所を示します。)



以下、それぞれの手順について、順を追って説明します。

2 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

申 告 書	控 除	説明箇所
1 「平成26年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除	10~17ページ
2 「平成26年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書」	配偶者特別控除	18~21ページ
3 「平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書」	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	22~34ページ
4 「平成26年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	35~49ページ

(注) 1 税務署から配布している保険料控除申告書と配偶者特別控除申告書は、1枚の兼用用紙となっています。

2 上記1~3の様式については、税務署において配布するほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）による提供も行っています。上記4の申告書の様式については、控除を受けることとなる各年分のものを一括して税務署から所得者本人に送付しています。

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。）を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

ロ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することになっており、また、年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告することになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時までに申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになりますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人から、異動申告が忘れずに行われているか確認してください。

(イ) 本年の中途で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと。

(ロ) 本年の中途で結婚し、控除対象配偶者を有することになったこと。

(ハ) 本年の中途で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することになったこと。

(ニ) 本年の中途で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することになったこと。

なお、扶養控除等（異動）申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「年末調整を受ける際の注意事項」や「平成26年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント」などを93ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

- (イ) 控除対象配偶者（又は老人控除対象配偶者）や控除対象扶養親族（又は特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族）、障害者（又は同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦（又は特別の寡婦）、寡夫、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うことになりますが、申告された控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (平成20.1.1以前生)	特定扶養親族 (平4.1.2生) (平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	山川明子	昭和47.10.5	○印		東京都練馬区栄町23-7	300,000円	
	1 ク一郎	子	昭和10.5.17	同居親等・その他 老親等		ク	0	
	2		昭和平年	同居親等・その他 老親等				
	3		昭和平年	同居親等・その他 老親等				
	4		昭和平年	同居親等・その他 老親等				
	5		昭和平年	同居親等・その他 老親等				
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	C 一般の障害者	被当者区分	本人	控除対象者	扶養親族	2 寡婦	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載についてのご注意」の2をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
	一般の障害者				(人)	3 特別の寡婦		
	特別障害者				(人)	4 寡夫		
	同居特別障害者				(人)	5 勤労学生		
	D 他の所得者が 扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日 及び事由	控除を受ける他の所得者
						氏名	あなたの続柄	住所又は居所

◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。

◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平11.1.2以後生)	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
1 山川二郎	子		平成13.7.5	東京都練馬区栄町23-7	0円	
2			平年			
3			平年			

- (ロ) 控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日（所得者本人やその親族が年の中途中で死亡したり、所得者本人が年の中途中で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況により判定します。

- (注) 1 年末調整を行った後、本年12月31までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（70ページ参照）。
- 2 控除対象配偶者や控除対象扶養親族などが本年の中途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については配偶者控除や扶養控除などの控除の対象となります。
- 3 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））、株式等の譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

- (ハ) これらの控除対象配偶者や控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。
- ① 次のような所得で所得税が課されないもの
- ① 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
- ② 遺族の受けた恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限ります。）
- ③ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など
- ② 利子所得のうち源泉分離課税とされるもの
- ③ 配当所得のうち、
- ① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
- ② 確定申告をしないことを選択した次の配当等
- ① 上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑤ 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配、⑥ 特定投資法人の投資口の配当等及び⑦ これら以外の配当等で1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等
- ④ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益
- ⑤ 源泉微収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

□ 控除対象配偶者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

● 控除対象配偶者

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

（注）1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

3 配偶者が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、配偶者の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

※ 上記（注）の1から3については、下記の「扶養親族」の場合も同様です。この場合、3の「配偶者」は「扶養親族」と読み替えてください。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。
- 2 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。
- 3 年の中途中で配偶者と死別し、その年に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者が再婚した配偶者かのいずれか1人に限られます。
- 4 控除対象配偶者については、配偶者特別控除を受けることができませんので注意してください。

● 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和20年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象配偶者については、生年月日により老人控除対象配偶者に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 扶養親族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12ページの「控除対象配偶者」の場合と同様です。
- 2 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 3 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の人も扶養親族に含まれます。

● 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成11年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

平成23年分の所得税から、年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止されています。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

● 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成4年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和20年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。

2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。

- (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
- (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。
- (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

● 障害者（特別障害者）

所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人には、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和25年1月1日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人は、特別障害者になります。

〔注意事項〕

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

● 同居特別障害者

控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12ページの「控除対象配偶者」の場合と同様です。
- 2 申告された特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 寡 婦

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人
 - イ 夫と死別した後、婚姻していない人
 - ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人
 - ハ 夫の生死の明らかでない人
 - (2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下の人
 - イ 夫と死別した後、婚姻していない人
 - ロ 夫の生死の明らかでない人
- (注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12ページの「控除対象配偶者」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。
- 2 離婚の場合には、扶養親族などがなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦控除の対象となる「寡婦」には該当しません。

● 特別の寡婦

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

● 寡 夫

所得者本人が、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

- (1) 妻と死別した後、婚姻していない人
- (2) 妻と離婚した後、婚姻していない人
- (3) 妻の生死の明らかでない人

〔注意事項〕

ここでいう「生計を一にする」については、12ページの「控除対象配偶者」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」の範囲については、「寡婦」の場合と同様です。

● 勤労学生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) 次に掲げる学校等の**児童、生徒、学生又は訓練生**であること。
 - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
 - ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) **合計所得金額が65万円以下**であること。
(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。
- (3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。
(注) 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

〔注意事項〕

上記(1)②又は③の生徒又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に次の証明書を添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

- ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し
- ② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

[記載例] 扶養控除等（異動）申告書

平成26年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

<p style="text-align: center;">この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができます。</p>								
所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名前（氏名）	○○○○株式会社		（フリガナ）あなたの氏名 山川太郎	世帯主の氏名 山川太郎	扶養の支払者空欄 扶	扶有配偶者の無 印	扶有配偶者の無 印
	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区神田錦町3-3		生年月日 昭和46年1月1日	あなたとの続柄 又は居所 （郵便番号176-0006） 東京都練馬区桜町23-7	本人		

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭20.1.1以前生)	特定扶養親族 (平4.1.2生) (平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
								平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	山川明子	妻	昭和47.10.5			東京都練馬区桜町23-7	300,000円		
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平11.1.1以前生)	1 ク一郎	子	昭和50.10.5・17	同居・その他 配偶等		ク	0		
	2		昭和50.平・・	同居・その他 配偶等					
	3		昭和50.平・・	同居・その他 配偶等					
	4		昭和50.平・・	同居・その他 配偶等					
	5		昭和50.平・・	同居・その他 配偶等					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 <small>右の括弧内に○を付け、「()」内には該当する扶養親族を記入してください。</small>	1 障害者	該当者区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡 婦	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載にについてのご注意」の2をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
					(人)	3 特別の寡婦			
					(人)	4 寡 夫			
					(人)	5 勤 労 学 生			
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日		住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者		
							氏名	あなたの続柄	住所又は居所

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同居の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
						平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族 (平11.1.2以後生)	1 山川二郎	子	昭和50.7.5	東京都練馬区桜町23-7	0円		
	2		昭和50.平・・				
	3		昭和50.平・・				

- ◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

[記載例] 源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動）申告書の場合）

扶養控除等の申告の有無	控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等		從たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
		一般老人	老人	配偶者	扶養親族	同居老親等	その他	障害者等	該当するものを○で印んでください。			
一般	老人	有	無	有	無	1人	人	当初	当初	1人	人	人
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

(注) 源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、税務署から給与の支払者に配布しているのですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿の様式を用いて行うことになります。

2－2 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認

(1) 配偶者特別控除申告書の受理

配偶者特別控除は、年末調整の際に控除することになりますが、この控除は、各人から提出された「給与所得者の配偶者特別控除申告書」（以下「配偶者特別控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください（税務署から配布している配偶者特別控除申告書は、「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用用紙となっています。）。

(2) 配偶者特別控除申告書の内容の確認

配偶者特別控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人には限りません。）で控除対象配偶者に該当しない人（12ページを参照してください。）を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除するというものです。

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて調整されることになっています。

なお、**配偶者の合計所得金額が38万円以下であるとき又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。**

（注）1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができないので注意してください。

2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

〔注意事項〕

1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。

2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

3 配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、この控除を受けることはできません。

（注）給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が12,315,790円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります。

配偶者特別控除額の計算

配偶者特別控除額は、次により計算することとされています。配偶者特別控除申告書では、控除額の早見表に当てはめて求めることができますようになっていますので、配偶者の合計所得金額に応じた正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

なお、控除額の早見表は、この説明書の87ページに掲げてあります。

配偶者の合計所得金額	控除額
① 380,001円以上 400,000円未満	380,000円
② 400,000円以上 750,000円未満	380,000円－（合計所得金額－380,000円）
③ 750,000円以上 760,000円未満	30,000円

(注) ②の控除額の算式中の「合計所得金額-380,000円」は、その金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち、「合計所得金額-380,000円」に満たない金額で最も大きい金額として計算します。

[参考] 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。これにより求めた合計所得金額が38万円以下の場合は又は76万円以上の場合には配偶者特別控除の適用を受けることができません。

1 紙与所得

- (1) 債給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、紙与所得となります。
- (2) 紙与所得の金額は、紙与等の収入金額から紙与所得控除額を控除した後の金額となります。
なお、紙与等の収入金額が161万9千円未満のときは、紙与所得控除額は65万円（紙与等の収入金額を限度とします。）となります。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に紙与所得がある場合には、紙与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雜所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雜所得の金額は、次の①と②を合計した金額となります。
① 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

[公的年金等に係る雑所得の金額が76万円未満となる場合]

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	1,959,999円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a)×25% + 37万5千円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和25年1月1日以前に生まれた人をいいます。

- ② 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るもの）を除きま

す。) を控除した後の金額となります。

(2) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。

① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配

② 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑤公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配、⑥特定投資法人の投資口の配当等及び⑦これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
- (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります^(注1)。
- ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
② 勤続年数が20年を超える場合……800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- (注)1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接基因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税の対象となる利子所得
(注) 預貯金（勤務先預金を含みます。）や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などは利子所得となります。原則として源泉分離課税が適用されますので、収入金額には含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得
- ・申告分離課税の適用を受けた株式等に係る譲渡所得等
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

(3) 配偶者特別控除額の源泉徴収簿への記入

配偶者特別控除申告書の内容について確認を終えた後、申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の「配偶者特別控除額⑯」欄に記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

- 山川太郎さんの場合は、妻の山川明子さんが控除対象配偶者に該当するため（17ページの記載例参照）、配偶者特別控除申告書を提出することはできません。

なお、配偶者特別控除を受けることができる佐藤次郎さんの場合の配偶者特別控除申告書等の記載例は次のとおりです。

〔記載例〕 配偶者特別控除申告書と源泉徴収簿への記入

（平成26年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書）

平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書										
所轄税務署長 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） ○ ○ ○ ○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 サトウ ジロウ 佐藤 次郎		印鑑	保・配特 この申告書は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。					
給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区東大泉7-31-35									
◆ 給与所得者の保険料控除申告書◆										
保 险 会 社 等 の 名 称	保 险 等 の 類 別	被保険者 又は 年金支給 額	保 险 等 の 契約者の氏名	保 险 金 等 の 受取人	新・旧 の 区分 新(3) 既(2)	給 与 の 支 払 者 の 確 認 日 (a)	あなたが本年中に支払った保 険料等の金額(分配を受けた 保険金等の控除後の金額)	6,260,000円		
◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書◆										
あなたの本年の合計所得金額の見積額 <small>(1000万円を超える場合は申告できません。)</small> ライフ バレッジ 佐藤 昌子										
あなたの配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の名前又は住所										
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者の労災となる場合、他の人の扶養権者がいる場合、配偶者や 配偶者として給与の支払を受けた場合は合意事業者には該当する場合には、申告できません。 また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。										
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。										
所得の種類	取入金額等①	必要経費等⑤	所得金額④							
給 与 所 得 ①	1,320,000円	650,000円	670,000円							
事 業 所 得 ②										
雜 所 得 ③										
配 当 所 得 ④										
不 動 産 所 得 ⑤										
退 職 所 得 ⑥										
退職所得控除額 (⑥-⑤) × 1/2又は(⑥-⑤)										
年間の平均所得額(⑦)			1/2の平均所得額	内閣府文部省標準課税表A						
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			[A] 670,000円							
○ 配偶者特別控除額の早見表										
A(年 の 全 額)	B(控 制 額)									
0 円から 380,000 円まで	380,000 円									
380,000 円から 449,999 円まで	380,000 円									
449,999 円から 549,999 円まで	360,000 円									
549,999 円から 649,999 円まで	340,000 円									
649,999 円から 759,999 円まで	240,000 円									
759,999 円から 869,999 円まで	210,000 円									
869,999 円から 979,999 円まで	110,000 円									
979,999 円から 1,000,000 円まで	30,000 円									
配偶者特別控除額 早見表B(年 の 金 額)			110,000 円							
社会保険の負担額	保険料を負担することになっている人 あなたの本年中に支 られた保険料の金額									
年 末 調										
年 末 調	給 料 · 手 当 等 ①	金 額 円	税 額 円							
	賞 与 等 ④	(⑥)								
	計 ⑦	(⑧)								
給与所得控除後の給与等の金額 ⑨	配偶者の合計所得金額 (670,000 円)									
社会保険料等申告による社会保険料の控除分 ⑪	旧長期損害保険料支払額 (円)									
控除額 中古による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑫	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)									
生命保険料の控除額 ⑬	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (円)									
地震保険料の控除額 ⑭										
配偶者特別控除額 ⑮	110,000 円									
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯										
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑯									
差引課税給与所得金額(⑨-⑯) 及び算出所得税額	(1,000円未満切捨て)	(⑯)								
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑯									
	⑯									

2－3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」(以下「保険料控除申告書」といいます。)に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください(税務署から配布している保険料控除申告書は、配偶者特別控除申告書との兼用用紙となっています。)。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

生命保険料控除の対象となる生命保険料は、次の(1)に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

(注) 次に掲げる保険料や掛金は、生命保険料控除の対象となりません。

- ① 保険期間などが5年未満の生命保険契約などで、その期間満了の日に生存している場合又はその期間中に特定の感染症など特別の事由で死亡した場合に限り保険金等が支払われることになっている、いわゆる貯蓄保険の保険料
- ② 外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料
- ③ 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金
- ④ 傷害保険契約に基づく保険料
- ⑤ 信用保険契約に基づく保険料

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、次に掲げる保険契約等をいいます。

ただし、その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、**保険金、共済金その他の給付金**(以下「**保険金等**」といいます。)の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっていることが必要です。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの(外国生命保険会社等については国内で締結したものに限ります。)
- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約(以下「**旧簡易生命保険契約**」といいます。)
- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する共済に係る契約(以下「**生命共済契約等**」といいます。)
 - 農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「**農協等**」といいます。)
 - 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会(以下「**漁協等**」といいます。)
 - 消費生活協同組合連合会
 - 共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会(平成26年4月1日以後に支払う掛金から適用)又は特定共済組合連合会
 - 神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、電気通信産業労働者共済生活協同組合又は日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

- 全国理容生活衛生同業組合連合会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、病院又は診療所に入院して医療費を支払ったことその他の一定の事由（以下「医療費等支払事由」といいます。）に基因して保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- ⑤ 確定給付企業年金に係る規約
- ⑥ 適格退職年金契約

(2) 生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」は、次のとおりです。

イ 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（ロの「介護医療保険料」及びハの「個人年金保険料」を除きます。）をいい、「新生命保険料」と「旧生命保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約等の範囲
新生 命 保 険 料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等 (注) 右の1～3の契約等に係るものにあっては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 4 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等
旧 命 保 険 料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約 3 (1)③に掲げる契約 4 (1)④に掲げる契約 5 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等

ロ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる「介護医療保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（イの「新生命保険料」を除きます。）をいいます。

区分	内 容	契約等の範囲
介 護 医 療 保 険 料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものなど一定のもの	1 (1)④に掲げる契約 2 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる(1) ②又は③に掲げる契約のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ハ 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる「個人年金保険料」とは、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）のうち、一定の要件

を満たすものに基づいて支払った次の保険料等をいい、「新個人年金保険料」と「旧個人年金保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約の範囲
新個人年金保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	次の契約で年金の給付を目的とするもの 1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの (注) 傷害特約や疾病特約等が付されている契 約の場合には、その特約に関する要件を除 いたところで所定の要件等を満たす契約に 該当するかどうかを判定します。
旧個人年金保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	

また、個人年金保険料の対象となる保険契約等ごとの要件は、次の表のとおりです。

区 分	契 約 の 範 囲	契 約 の 要 件
1 上記(1)①の 契約	契約の内容が次の(1)から(4)までの要件 を満たすもの (1) 年金以外の金銭の支払（剩余金の分 配及び解約返戻金の支払は除きます。） は、被保険者が死亡し又は重度の障害 に該当することとなった場合に限り行 うものであること。 (2) (1)の金銭の額は、その契約の締結日 以後の期間又は支払保険料の総額に応 じて遞増的に定められていること。 (3) 年金の支払は、その支払期間を通じ て年1回以上定期に行うものであり、 かつ、年金の一部を一括して支払う旨 の定めがないこと。 (4) 剩余金の分配は、年金支払開始日前 に行わないもの又はその年の払込保険 料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人 保険料等の払込みをする者又はその 配偶者が生存している場合には、これ らの者のいずれかとするものであるこ と。 2 保険料等の払込方法 年金支払開始日前10年以上の期間に わたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法 年金の支払は、次のいずれかとする ものであること。 (1) 年金の受取人の年齢が60歳に達し た日以後の日で、その契約で定める 日以後10年以上の期間にわたって定 期に行うものであること。 (2) 年金受取人が生存している期間に わたって定期に行うものであること。 (3) (1)の年金の支払のほか、被保険者 の重度の障害を原因として年金の支 払を開始し、かつ、年金の支払開始 日以後10年以上の期間にわたって、 又はその者が生存している期間にわ たって定期に行うものであること。
2 旧簡易生命保 険契約	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件 を満たすもの	
3 農協等・漁協 等と締結した生 命共済契約等	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件 に相当する要件その他の財務省令で定め る要件を満たすもの	
4 3以外の生命 共済契約等	一定の要件を満たすものとして、財務 大臣の指定するもの	

- (3) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。
- 新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。
- (4) 生命保険契約等に基づき剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剩余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

〔注意事項〕

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族だけであるかどうか。
なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。
この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。
 - (1) 払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。
 - (2) 保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金額は、支払った保険料に含まれます。
 - (3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\frac{\text{前納保険料の総額}}{\left(\begin{array}{l} \text{前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額} \end{array} \right)} \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 4 生命保険契約等に基づき剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剩余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剩余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。
この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剩余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。
- 5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。
- 6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

証明書類

旧生命保険料にあっては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剩余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剩余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

- (1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってよいことになっています。
- (2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。
- ① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料
- ② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料
- (注) 確認した場合は、その旨の認印を保険料控除申告書に押してください。
- (3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。
なお、郵便振替などをを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。
- (4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年1月から9月までの払込みの状況がわかる事項が記載されればよいことになっています。

生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（①、②、③のうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（④、⑤、⑥のうち最も大きい金額）の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保険料の区分		控除額
一般的 生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記①及び②の金額の合計額 (最高4万円) (③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金 保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記④及び⑤の金額の合計額 (最高4万円) (⑥)

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

（注）控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔記載例〕 保険料控除申告書（生命保険料控除）

（平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書）

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分 あなたの統柄	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） (a)	給与の支払者の確認印
				氏名	新・旧の区分 あなたの統柄			
××生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧 ^(a)	24,000 円	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧 ^(a)	36,000	
						新・旧 ^(a)		
						新・旧 ^(a)		
(2)のうち新保険料等の金額の合計額	A 24,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 22,000 円	計(①+②)	(最高40,000円) 40,000		
(2)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 36,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額	① 40,000 円		
介護医療保険料	××生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧 ^(a)	48,000 円
							(a)	
(2)の金額の合計額	C 48,000 円			Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	計(C+D)	(最高40,000円) 32,000		
個人年金保険料	○○生命	○○年金	30年	山川太郎	山川太郎	本人 支払開始日 H43. 7. 1	新・旧 ^(a)	72,000 円
						支払開始日	(a)	
						支払開始日	(a)	
(2)のうち新保険料等の金額の合計額	D 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 円	計(④+⑤)	(最高40,000円) 40,000		
(2)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 72,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 43,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑥ (最高40,000円) 43,000		
計算式Ⅰ（新保険料等用）※				計算式Ⅱ（旧保険料等用）※				生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円) 115,000 円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD × ½ + 10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE × ½ + 12,500円		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD × ¼ + 20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE × ¼ + 25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

● 地震保険料控除

地震保険料とは

(1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料又は掛金です。

- ① 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- ② 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約又は火災共済契約
- ③ 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- ④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- ⑤ 火災共済協同組合と締結した火災共済契約（平成26年4月1日からは、火災等共済組合と締結した火災共済契約）
- ⑥ 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- ⑦ 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約

Ⓐ教職員共済生活協同組合 Ⓑ全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
Ⓒ電気通信産業労働者共済生活協同組合 Ⓒ日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

(注) 1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます。

2 次に掲げる保険料又は掛金は地震保険料控除の対象となりません。

イ 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

ロ 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料又は掛金（(注) 2イに掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(※3)}}{\text{火災}^{(※1)} \text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(※2)}} < \frac{20}{100}$$

- (※) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。
- 2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条（保険金額の限度額）に規定する限度額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）とされている保険契約については、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

- (2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります。

- (3) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。
- （注）「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。
- ① 保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること
 - ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること
- (4) この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

〔注意事項〕

1 保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

2 保険料の支払内容等

(1) 本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2) 本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので25ページを参照してください。

(3) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合、証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

なお、証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、25~26ページを参照してください。

地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—		その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$(支払った保険料等の金額の合計額) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	5万円

(注) 1 ここでいう地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。

2 一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔記載例〕保険料控除申告書（地震保険料控除）

(平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書)

地 震 保 険 料 控 除	保険会社等 の名稱	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となった		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額) Ⓐ	給与の 支払者の 確認印
					家屋等に居住又は家 財を利用している者等 の氏名	あなたの 統柄			
	○○火災	地震(建物)	5	山川太郎	山川太郎	本人	地震・旧長期	30,000円	
	△△火災	積立傷害	12	同上	同上	同上	地震・旧長期	19,600	
	Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額		Ⓑ 30,000円	Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		Ⓒ 19,600円			
	地震保険料 控除額	(最高50,000円)		(Ⓒの金額(Ⓒの金額が 10,000円を超える場合は、 Ⓒ×½+5,000円)※		(最高15,000円)	=	(最高50,000円)	
		(最高50,000円)		14,800円			=	44,800円	

● 社会保険料控除

社会保険料とは

- (1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、次に掲げるものです。
- ① 健康保険、雇用保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの
 - ② 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金
 - ③ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）
 - ⑤ 介護保険法の規定による介護保険料
 - ⑥ 国民年金の保険料で被保険者として負担するもの及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑦ 厚生年金保険の保険料で被保険者として負担するもの及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑧ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料
 - ⑨ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金（地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。）
 - ⑩ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
 - ⑪ 恩給法の規定による納金
 - ⑫ 地方公共団体の条例により組織された互助会が行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その互助会の構成員である職員が負担する掛金
 - ⑬ 公庫等の復帰希望職員の掛金
- （注）①及び②には、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員が支払う船員保険の保険料を含みます。
- (2) 社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。
- ① 健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの
 - ② 国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの
- （注）介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人には原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。
- (3) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。
- （注）後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。

証明書類

上記(1)に掲げる社会保険料のうち、⑥の保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合、証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明

書などをいいます。

(注) 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

- (1) 本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（51ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。
 - (2) この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください。）。
 - (3) 給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。
- (注) 特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

〔注意事項〕

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります。

$$\frac{\text{前納保険料の総額}}{\left(\begin{array}{l} \text{前納により割引された場} \\ \text{合には、その割引後の金額} \end{array} \right)} \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません。

● 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは

- (1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
 - ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
 - ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金
- （注）掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。
- (2) この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものがあり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要はありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

〔注意事項〕

- 1 本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明書類を添付して提出又は提示されているかどうか。
- 2 本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したもののが含まれていないかどうか。
この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の **〔注意事項〕** (32ページ) を参照してください。
- 3 前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。
- 4 毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります (32ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。)。

(3) 保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します。

[記載例] 源泉徴収簿への記入

(平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書)

(源泉徴収簿)

保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分 あなたがこの金額(分配を受けた保険金等の控除後の金額) (①)	あなたの本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた保険金等の控除前の金額) (②)	給与の支払者の確認印
	氏名	続柄			
山川太郎	山川明子	妻	新・旧② ^③ 24,000 円	新・旧① ^② 36,000	
同上	同上	同上	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
山川太郎	山川明子	妻	新・旧② ^③ 48,000 円	新・旧② ^③	
山川太郎	山川太郎	本人	新・旧② ^③ 72,000 円	新・旧② ^③	
年	支払開始日	支払開始日	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
未	支払開始日	支払開始日	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
※	計算式Ⅰ(新保険料等用)	(最高40,000円)	計(①+②)	(最高40,000円)	
算式	B又はEの金額	(最高40,000円)	計(①+②)	(最高40,000円)	
員	25,000円以下	B又はEの全額	計(①+②)	(最高40,000円)	
+10,000円	25,000円から50,000円まで	B又はE×4/5+12,500円	計(①+②)	(最高40,000円)	
+20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×4/5+25,000円	計(①+②)	(最高40,000円)	
100,001円以上	一律に50,000円	計(①+②)	115,000 円	計(①+②)	
保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家を利する者等の区分	地図保険料等のうち、左欄の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた保険金等の控除後の金額) (①)	給与の支払者の確認印	
山川太郎	山川太郎	本人	新・旧長期③ 30,000 円	新・旧長期③ 19,600	
同上	同上	同上	新・旧長期③ 19,600	新・旧長期③ 19,600	
④ 30,000 円	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	
⑤ + [⑤の金額(⑤の金額が10,000円を超える場合は、⑤+5,000円) ※]	(最高15,000円)	(最高50,000円)	(最高50,000円)	(最高50,000円)	
	= 14,800 円	= 44,800 円	= 44,800 円	= 44,800 円	

区 分	金 額	税 額	年 調	
			給 料 等 当 等	貰 与 等 等
給料等当等	①	③		
貰与等等	④	⑥		
計	⑦	⑧		
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	配偶者の合計所得金額() 円		
社会保険料等からの控除分(②+⑤)	⑩	旧長期損害保険料支払額() 1,023,601 円		
控除額(報告による社会保険料控除額)	⑪	前のうち小規模企業共済等掛金の金額() 19,600 円		
生命保険料の控除額	⑬	のうち国民年金保険料等の金額()		
地震保険料の控除額	⑭	のうち扶助料、扶養料等の金額()		
配偶者特別控除額	⑮	のうち被扶養者等の控除額()		
調	⑯	のうち扶助料等の控除額()		
定期増改築等)住宅借入等特別控除額	⑰	のうち扶助料等の控除額()		
年調所得税額(⑨-⑩)、マイナスの場合は0)	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
年調年観額(⑲ × 102.1 %)	⑲	のうち扶助料等の控除額()		(100円未満切捨て)
差引超過額又は不足額(⑲-⑩)	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
超過額未払額に係る未徴収の税額に充当する金額	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
差引還付する金額(⑲-⑲)	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
精算同上の本年中に還付する金額	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
足額翌年において還付する金額	⑲	のうち扶助料等の控除額()		
不足額の精算翌年に繰り越して徴収する金額	⑲	のうち扶助料等の控除額()		

2－4（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

（1）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除^(注)を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。）に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整の時までに提出するよう指導してください。

（注）以下、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」は、36ページ(1)の住宅借入金等特別控除及び38ページ(2)の特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

ロ 住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書の添付が必要です。

- ① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）
- ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「年末残高等証明書」といいます。）

なお、これらの証明書の添付についての具体的な手続は、次のようになります。

（イ）平成23年以後に住宅を居住の用に供した場合

税務署から送付された平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書の用紙の下の部分が控除証明書になっていますから、平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書に住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

（ロ）平成22年以前に住宅を居住の用に供した場合

前年以前の年末調整において既にこの控除の適用を受けており、かつ、本年も同一の給与の支払者の下においてこの控除の適用を受ける場合には、控除証明書の添付を要しないこととされていますから、平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書に既に年末調整でこの控除の適用を受けている旨の表示（具体的には、備考欄の「有」の文字を○で囲みます。）を行うほか、住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

平成22年以前に住宅を居住の用に供した場合で、平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出先である給与の支払者が前年以前に住宅借入金等特別控除申告書を提出した給与の支払者と異なることとなった場合や、居住の用に供した年の翌々年以後に初めて年末調整で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることとなった場合などには、住所地の所轄税務署に申請をして控除証明書の交付を受け、これを平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書に添付します（平成24年6月以後に再交付を受けた控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書は、兼用様式となっていることから、住所地の所轄税務署への申請の必要はありません。）。

税務署から送付されたこれらの申告書や控除証明書を給与の支払を受ける人が紛失したときなどには、本人から税務署にこれらの書類の再交付を申請するよう指導してください。

ハ 住宅借入金等特別控除申告書の受理等に当たっては、次のことに注意してください。

- （イ）住宅借入金等特別控除申告書は、控除を受けることとなる各年分のものを一括して税務署から所得者本人に送付していますが、本年分の年末調整の際には、そのうち平成26年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出を受けてください。
- （ロ）住宅借入金等特別控除申告書は、給与の支払者の下で保管することとされていますが、税務署から再交付された「控除証明書」が住宅借入金等特別控除申告書に添付されて提出された場合には、その添付された「控除証明書」についても保管しておくようにしてください。

(2) 住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

以下においては、主に平成26年分の年末調整に関する事項を記載しております。

制度全体の概要については、「源泉徴収のあらまし」などで確認してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除制度の概要

(1) 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

居住者が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をして、平成12年1月1日から平成29年12月31日までの間（平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間を除きます。）に、その家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります。）をその人の居住の用に供した場合（その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。以下(1)及び(2)において同じです。）において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます。）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後10年間（平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供したときは15年間）の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、それぞれ次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後15年間の各年にわたり、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) 平成19年分以後の所得税（個人住民税は平成19年度分以後）について、国税（所得税）から地方税（個人住民税）への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなりました。このため、上記イによる控除額を国税（所得税）から控除しきれないとなる場合があり、そのための対応としてこの特例が設けられています。

また、平成21年度税制改正により、個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」が創設され、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」の詳しい内容につきましては、最寄りの市區町村にお尋ねください。

ハ 認定住宅の新築等の場合

居住者が、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。）若しくは認定低炭素住宅（「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの^(注1)をいいます。）（以下これらを「認定住宅」と総称します。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、平成21年6月4日から（認定低炭素住宅にあっては平成24年12月4日から）平成29年12月31日までの間に、その認定住宅をその人の居住の用に供した場合

において、その人がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「認定住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後10年間の各年にわたり、認定住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます^(注2)。

(注) 1 低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する場合に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

2 居住者が、認定住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定住宅新築等特別税額控除（居住者が、認定住宅の新築等をして、平成21年6月4日（認定低炭素住宅については平成26年4月1日）から平成29年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定住宅の構造等の標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、上記イ及びハの住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

二 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった居住者が、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成29年12月31日までの間に、その人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の再取得等のための住宅借入金等を有するときは、その人の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住年以後10年間の各年において、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

[住宅借入金等特別控除額の概要一覧表（平成25年12月31日居住開始分まで掲載）]

(88ページとも参照)

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乘ずる控除率					毎年の控除限度額
		2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成12年1月1日から平成13年6月30日まで	1～6年目	1.0%					50万円
	7～11年目	0.75%					37.5万円
	12～15年目	0.5%					25万円
平成17年1月1日から平成17年12月31日まで	1～8年目	1.0%				—	40万円
	9・10年目	0.5%				—	20万円
平成18年1月1日から平成18年12月31日まで	1～7年目	1.0%				—	30万円
	8～10年目	0.5%				—	15万円
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	本則	1～6年目	1.0%	—	—	—	25万円
		7～10年目	0.5%	—	—	—	12.5万円
	控の除特額例	1～10年目	0.6%	—	—	—	15万円
		11～15年目	0.4%	—	—	—	10万円
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	本則	1～6年目	1.0%	—	—	—	20万円
		7～10年目	0.5%	—	—	—	10万円
	控の除特額例	1～10年目	0.6%	—	—	—	12万円
		11～15年目	0.4%	—	—	—	8万円
平成21年1月1日（認定長期優良住宅に係るものは平成21年6月4日）から平成22年12月31日まで	本則	10年間	1.0%				50万円
	認定長期住宅	10年間	1.2%				60万円

住宅を居住の用に供した日	控除期	除間	住宅借入金等の年末残高に乘ずる控除率					各年の控除限度額		
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額			
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—		40万円		
	認定優良長期住宅	10年間	1.2%			—		60万円		
	係る控除額の特例	10年間	1.2%			—		48万円		
平成24年1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から平成24年12月31日まで	本則	10年間	1.0%		—			30万円		
	認定住宅	10年間	1.0%			—		40万円		
	係る控除額の特例	10年間	1.2%			—		48万円		
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	本則	10年間	1.0%	—				20万円		
	認定住宅	10年間	1.0%		—			30万円		
	係る控除額の特例	10年間	1.2%		—			36万円		

(注) 1 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。

- 2 最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がありますので、ご注意ください。
- 3 住宅の取得等を行った人が、その居住用家屋を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年又は翌々年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

(2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等

特定居住者^(注1)が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」といいます。）をして、平成22年1月1日から平成29年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記(1)イ、ロ又はニとの選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額がバリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※)	1.0%	5年	12万円
	②うち高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等 ^(注3) に係る費用	200万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 特定居住者とは、①年齢が50歳以上である者、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④前記の②若しくは③に該当する者又は年齢が65歳以上の者（以下「高齢者等」といいます。）である親族と同居している者、のいずれかに該当する居住者をいいます。

2 高齢者等居住改修工事等とは、家屋について行う、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築基準法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

3 ここでいう特定断熱改修工事等とは、下記ロ(注)2の特定断熱改修工事等をいいます。

□ 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等

居住者が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等^(注1)又は特定断熱改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。）をして、平成22年1月1日から平成29年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(1)イ、ロ又はニとの選択により、居住年以後5年間の毎年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※)	1.0%	5年	12万円
	②うち特定断熱改修工事等 ^(注2) に係る費用	200万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用的の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）で次の要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

なお、平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供する場合の断熱改修工事等については、次のとおり要件が緩和されています。

家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用的の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）であって、上記イに掲げる要件を満たすもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

2 特定断熱改修工事等とは、断熱改修工事等のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

(3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等とは、次の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる要件に該当するものをいい、自己の居住の用に供する家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限られます。

区分	住宅の取得等に該当するための要件
居住用家屋の新築又は新築住宅の取得	<p>新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50m²以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 住宅借入金等を有していること
認定住宅の新築又は新築住宅の取得	<p>新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50m²以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであること又は都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当するものであること若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物に該当するもの^(注)であることにつき認定通知書の写し等の書類により証明がされたもの (注) 特定建築物については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供するものについて適用されます。 ⑤ 認定住宅借入金等を有していること
既存住宅の取得	<p>取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること ② 床面積が50m²以上であること ③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ④ 建築後使用されたことのあるものであること ⑤ 次のいずれかに該当する家屋であること <ul style="list-style-type: none"> イ 家屋が建築された日から取得の日までの期間が20年（耐火建築物については25年）以内であること ロ 取得の日前2年内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する建物（平成17年4月1日以後に取得した場合に限ります。）であると証明されたもの ハ イ又はロの要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて一定の申請手続をし、かつ、居住の用に供する日（当該取得の日から6か月以内の日に限ります。）までにその耐震改修（住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除きます。）によりその家屋が耐震基準に適合することにつき証明されたものであること。 (注) 平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 住宅借入金等を有していること
増改築等	<p>自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う工事（平成20年12月31日までに居住の用に供した場合は、自己の居住の用に供している家屋について行う工事に限ります。）で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる増改築等の工事で当該工事に該当するものであることについて証明されたもの <ul style="list-style-type: none"> イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事 ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁又は主要構造部である壁等について行う一定の修繕又は模様替（イに該当するものを除きます。）の工事

	<p>ハ 家屋（マンション等の区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ又はロに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ニ 家屋について行う地震に対する安全性に関する一定の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハまでに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ホ 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからニまでに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ヘ 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替とし、イからホまでに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>② その工事に要した費用の額（その工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下「補助金等」といいます。）の交付を受ける場合には、その工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が100万円を超えること</p> <p>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50m²以上であること</p> <p>⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑧ 住宅借入金等を有していること</p> <p>⑨ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
特定増改築等	<p>バリアフリー改修工事等</p> <p>特定居住者が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う高齢者等居住改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからヘまでに掲げる工事で、高齢者等居住改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その高齢者等居住改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が30万円（平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合については、50万円）を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50m²以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
	<p>省エネ改修工事等</p> <p>居住者が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからヘまでに掲げる工事で、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p>

- ① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が30万円（平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合については、50万円）を超えること
- ② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること
- ③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること
- ④ 工事をした後の家屋の床面積が50m²以上であること
- ⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること
- ⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること
- ⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること
- ⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること

(4) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等

イ 住宅借入金等特別控除（認定住宅に係るものを含みます。）の場合

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、割賦による償還期間又は賦払期間が10年以上の次に掲げる借入金又は債務（これらに類する一定の債務を含みます。）をいい、その家屋の新築又は購入とともにその住宅の敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の取得等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の取得等の対価についての債務
- ③ 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく賦払債務
- ④ 住宅の取得等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の取得等の対価についての債務

ロ バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務又は債務者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされている一定の借入金で次に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにその住宅の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の増改築等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の増改築等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- ③ 住宅の増改築等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- ④ 住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入

れた借入金で、契約においてその借入金に係る債務を有する者（二人以上の居住者が共同で借り入れた場合には、その二人以上の居住者の全員）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

ハ 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記口①から③までに掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年1%未満のものなど一定のものを除きます。

(5) 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

イ 当初居住年に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋をその人の居住の用に供した場合（当初居住年が平成24年以前である場合には、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合）には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

なお、この適用を受けるためには、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び住民票の写しなどを添付した確定申告書を提出する必要があります。

（注） この制度は、平成21年1月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます。

ロ 当初居住年の翌年以後に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、転任命令等により、当該控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再居住年以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます^(注)。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、未使用分の「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び住民票の写しなどを添付した確定申告書を提出する必要があります。

（注） この制度は、平成15年4月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます。

上記イ又はロの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、確定申告をした翌年以後の年分については、年末調整の際に控除を受けることができます。

住宅借入金等の年末残高の計算

本年の年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人は、平成25年分以前の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた人ですから、ここでは、本年の年末調整の際にこの控除を受ける人を対象に、住宅借入金等の年末残高の計算の方法について説明します。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより行います。

- (1) 連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の算式により、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{連帯債務による}} \\ \boxed{\text{住宅借入金等の}} \\ \boxed{\text{年末残高 (円)}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除を受ける人が}} \\ \boxed{\text{負担すべき割合}} \\ \boxed{(\%)} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{連帯債務による住宅借入金等の年末}} \\ \boxed{\text{残高のうち控除を受ける人が負担す}} \\ \boxed{\text{べき部分の年末残高 (円)}} \end{array}$$

「控除を受ける人が負担すべき割合」については、原則として、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合によります。

(注) 年末調整において（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。

なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

- (2) 住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合には、それぞれその家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額に相当する部分の金額だけが対象となります。
- (3) その取得した家屋又は増改築等をした部分に自己の居住用以外の用に供する部分がある場合には、住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額に、その取得した家屋の床面積のうちに占める居住用部分の床面積の割合又はその増改築等に要した費用の総額のうちに占める居住用部分の増改築等に要した費用の額の割合をそれぞれ乗じて、居住用部分の住宅借入金等の年末残高の合計額を計算します。

なお、上記(1)から(3)までの2以上に該当するときは、(1)から(3)の順に計算（例えば、(2)と(3)に該当するときは、(2)により計算した金額を基にして(3)の金額を計算）します。

(注) 次に掲げる人などは、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算方法などが異なることがありますので、詳しい計算方法などで不明な点については、最寄りの税務署に、お電話にてお尋ねください。（税務署では、自動音声により窓口のご案内をしております。）

- ① 2回以上の増改築等の住宅借入金等について控除を受ける人
② 新築又は購入した家屋を平成12年1月1日以後に居住の用に供し、その居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築又は購入した家屋の住宅借入金等と増改築等の住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける人

〔注意事項〕

- 1 その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡又は災害を事由とするものである場合には、死亡した日又は災害により居住の用に供することができなくなった日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年についてはこれらの日の住宅借入金等の残高を基に控除を受け

ることができます。

(注) 居住の用に供することができなくなったことが東日本大震災によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例」といいます。）。

また、この適用期間の特例と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- 2 平成26年分の合計所得金額が3,000万円を超える人は、本年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は受けられません。
- 3 予定額による証明である旨を付記してある「年末残高等証明書」に基づき（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた後、その住宅借入金等の返済が遅延したこと又は一部を繰上返済したことなどにより実際の住宅借入金等の年末残高がこの証明書に記載された額と異なることとなった場合には、改めて借入等を行っている金融機関等から実際の返済等の額による「年末残高等証明書」の交付を受け、これに基づいて正しい申告書を提出し直す必要があります。
- 4 連帯債務となっている住宅借入金等がある場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係る持分を取得するためにその住宅借入金等について負担すべきものとした割合を乗じて計算した金額に基づいて記載します。
- 5 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- 6 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた人は、住宅借入金等の年末残高の合計額がその住宅の取得等の対価の額又は費用の額を超えるかどうかの判定に当たり、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの特例の適用を受けた金額を差し引いた金額に基づいて記載します。

〔設例1〕 平成24年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が平成25年分に引き続いで平成26年分についても年末調整でこの控除を受ける例（取得した家屋を居住用以外の用途に供している部分がある場合）

1 家屋の取得の対価の額	14,000,000円
2 敷地の取得の対価の額	17,000,000円
3 取得した家屋の総床面積	120.00m ² (A)
4 取得した家屋の居住用部分の床面積	84.00m ² (B)
5 取得した敷地の総面積	140.00m ² (C)
6 取得した敷地の居住用部分の面積	98.00m ² (D)
7 家屋の取得年月日	平成24年2月17日
8 取得した家屋に居住した年月日	平成24年3月12日
9 ○○銀行からの借入金の年末残高	11,000,000円 (E)
10 ○○銀行からの借入金の返済期間	20年
11 □□銀行からの借入金の年末残高	9,000,000円 (F)
12 □□銀行からの借入金の返済期間	20年
13 平成24年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額	155,400円

(設例1の説明)

- 1 この設例は、取得した家屋の一部を店舗等の居住用以外の用途に供している場合の例です。
 - 2 住宅借入金等特別控除額の計算
 - (1) 取得した家屋及びその敷地には居住用部分と居住用以外の部分とがありますので、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額は、借入金の年末残高20,000,000円(④+⑤)に家屋の総床面積又は敷地の総面積のうちに占める居住用部分の床面積又は面積の割合を乗じて計算した金額とされます。

設例の場合は、家屋の居住用部分の割合(③/①)と敷地の居住用部分の割合(⑥/②)がいずれも同じため、次のようにになります。

$$(住宅借入金等の年末残高の合計額 20,000,000円) \times 70\% = 14,000,000円$$

(注) ③欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%とします。
 - (2) 上記(1)で計算した金額が控除額の計算の基礎となりますので、この金額に基づき住宅借入金等特別控除額を計算すると140,000円となります。
- 〔3年目の控除額の計算〕
- $$14,000,000円 \times 1\% = 140,000円 \text{ (100円未満の端数切捨て)}$$

〔設例2〕 平成25年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が平成26年分について年末調整でこの控除を受ける例（連帯債務者がいる場合）

1 家屋及びその敷地の取得の対価の額	家屋 20,000,000円 土地 22,000,000円	$\left(\begin{array}{l} \text{左のうち本人の持分 (1/2)} \\ 10,000,000円 \\ 11,000,000円 \end{array} \right)$
2 取得した家屋の総床面積		100.00m ²
3 取得した家屋の居住用部分の床面積		100.00m ²
4 取得した敷地の総面積		120.00m ²
5 取得した敷地の居住用部分の面積		120.00m ²
6 家屋及びその敷地の取得年月日		平成25年9月8日
7 取得した家屋に居住した年月日		平成25年9月15日
8 ○○銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		9,500,000円
9 ○○銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
10 □□銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		10,000,000円
11 □□銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
12 連帯債務である住宅借入金等に対する本人負担割合	○○銀行 50% □□銀行 50%	
13 平成25年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額		100,000円

(設例2の説明)

- 1 この設例は、住宅借入金等が連帯債務となっている場合の例です。
- 2 住宅借入金等特別控除額の計算
 - (1) 連帯債務となっている○○銀行からの借入金の年末残高9,500,000円と□□銀行からの借入金の年末残高10,000,000円のうち、本人の負担すべき部分の金額を計算します。

$$9,500,000円 \times 50\% + 10,000,000円 \times 50\% = 9,750,000円$$
 - (2) (1)で計算した金額9,750,000円は、家屋及びその敷地の取得の対価の額（本人の持分相当額）21,000,000円以下となりますので、9,750,000円が控除額の計算の基礎となります。
 (注) この設例の場合は、取得した家屋の総床面積及びその敷地の総面積の全てが居住の用に供されているため、居住用部分のあん分計算を行う必要はありません。
 - (3) 住宅借入金等のうち本人の負担すべき部分の金額9,750,000円に控除率1%を乗じて住宅借入金等特別控除額を計算すると97,500円となります。

[2年目の控除額の計算]

$$9,750,000円 \times 1\% = 97,500円 \quad (100円未満の端数切捨て)$$

[設例 2 の記載例] 住宅借入金等特別控除申告書 (住宅借入金等特別控除証明書及び年末残高等証明書)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	予定額 9,500,000 円 当初金額 平成 25 年 9 月 6 日 10,000,000 円	予定額 10,000,000 円 当初金額 平成 25 年 9 月 6 日 11,000,000 円	
償還期間又は賦払期間	25 年 9 月から 45 年 8 月までの 20 年 月間	25 年 9 月から 45 年 8 月までの 20 年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円	円	
(摘要)	連帯債務者 田中恵美	(摘要)	連帯債務者 田中恵美

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成 26 年 12 月 31 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第3項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は同条第7項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

平成 26 年 11 月 28 日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都中央区新富 2-6-1 所名 之株式会社

(住宅借入金等に係る債権者等)
所在地 東京都千代田区大手町 1-3-3 所名 口□銀行 手番号等 ○○○○○

平成 26 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印
(この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の 名前(氏名)	○○○○株式会社	給与の支払者の 名前(氏名)	田中三郎
給与の支払者の 所在地(住所)	東京都千代田区 大手町 1-3-3	あなたの住所 又は居所	東京都港区芝 5-8-1

新築又は購入に係る 借入金等の年末残高	① 10,000,000 円	増改築等に係る借入金等の計算	9,750,000 円
既存の建物のうち 居住用部分の床面積 又は面積の占める割合	② 100.00% ③ 100.00%	新築又は購入に係る 借入金等の年末残高 (①)	21,000,000 円
取得対価の額 又は年間の見積額	④ 120.00 ⑤ 120.00	増改築等の費用の額 (②)	100% (④)
既存の建物のうち 居住用部分の年間の見 積額(④×③)	100.00	増改築等の費用の額の うち居住用部分の費用の 額の占める割合 (⑤)	100% (④)
既存の建物のうち 居住用部分の年間の見 積額(④×③)	100.00	増改築等の費用の額の うち居住用部分の費用の 額の占める割合 (⑤)	100% (④)
(特別増改築等)住宅 借入金等特別控除額	97,500 円	(特別増改築等)住宅 借入金等特別控除額	97,500 円

(各年未残高×連帶債務割合)
(各年未残高の合計額)

(各年未残高の合計額)

この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
以下の証明書は、切り離さないでください。

平成 26 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

108-0014	左記の方が、平成 25 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。
東京都港区芝 5-8-1 田中三郎 様	平成 26 年 10 月 17 日 芝 税務署長 財務事務官○○○○ 之株式会社 印長税
(証明事項)	平成 25 年の所得の見積額 10,000,000 円 連帯債務による住宅借入金等の年未残高 19,500,000 円
新築又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
項目	項目
居住開始年月日	居住開始年月日
② 平成 25 年 9 月 15 日	⑤ 年月日
既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)	既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)
④ 10,000,000 円 ⑤ 11,000,000 円	④ 10,000,000 円 ⑤ 11,000,000 円
既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)	既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)
④ 100.00 ⑤ 120.00	④ 100.00 ⑤ 120.00
既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)	既存の建物のうち 居住用部分の 見積額(④×③)
④ 100.00 ⑤ 120.00	④ 100.00 ⑤ 120.00
(特別増改築等) 住宅借入金等特別控除額	(特別増改築等) 住宅借入金等特別控除額
97,500 円	97,500 円

(平成 25 年中居住者用)

(注) 住宅借入金等特別控除の確定申告をした際に、家屋と土地の取得対価の額を区分しないでその合計額を記入した場合には、その合計額が住宅借入金等特別控除証明書の「証明事項」の「家屋」欄に「計×××円」と記載されています。

この場合には、住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算」は、「④住宅のみ」欄に証明事項の「家屋」欄の金額や面積を移記して計算を行います。

3 年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、平成26年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手 順	使 用 す る 書 類 等
1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2 給与所得控除後の給与等の金額の計算	源泉徴収簿 平成26年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（78ページ以下参照）
3 扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表（104ページ参照）
4 所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（87ページ参照）
6 年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

以下、手順に従って説明します。

3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

(1) 給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくと便利です（社会保険料については32ページ、小規模企業共済等掛金については33ページ参照）。

(2) 集計に当たっての注意事項

1 未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

2 現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

3 本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略してもよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることになります。

（注）この場合の具体的な精算のしかたについては、58ページ以下で説明します。

4 年の中途中で再就職した人の取扱い

年の中途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することになりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

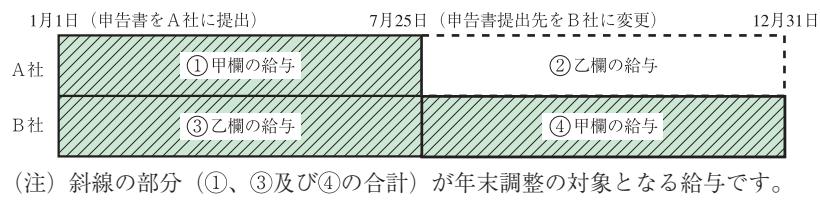
5 前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

6 年の中途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

2か所以上から給与の支払を受けている人で、年の中途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



〔記載例〕 源泉徴収簿（給与の総額等の集計と「年末調整」欄の記入）

本年最後に支払う給与（12月賞与）についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

（源泉徴収簿）

12	12	19	440,000	66,361	373,639	2	8,070	8,070
			計	① 5,265,000	② 788,124	4,476,876	③ 97,170	
6	6	10	740,000	110,297	629,703	2	(税率 8.168%) 51,434	
賞	12	12	830,000	125,180	704,820	2	(税率 — %)	51,434
与							(税率 %)	
等							(税率 %)	
			計	④ 1,570,000	⑤ 235,477	1,334,523	⑥ 51,434	

区 分	金額	税額
給料・手当等	① 5,265,000	③ 97,170
賞与等	④ 1,570,000	⑥ 51,434
計	⑦ 6,835,000	⑧ 148,604

3-2 給与所得控除後の給与等の金額の計算

- (1) 上記により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）を、この説明書の78ページ以下にある「平成26年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額」欄の金額を求めます。
- （注）本年分の給与の総額が651,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「0」となります。
- (2) 本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。

〔記載例〕 給与所得控除後の給与等の金額の計算

(給与所得控除後の金額の算出表)

区 分	給 与 等 の 金 額		給与所得控除後の給与等の金額
	以 上	未 満	
(源泉徴収簿)			
給 料 ・ 手 当 等	① 5,265,000 円	③ 97,170 円	6,600,000 円
賞 与 等	④ 1,570,000	⑥ 51,434	10,000,000 円
計	⑦ 6,835,000	⑧ 148,604	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,951,500	配偶者の合計所得金額	
			給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
			給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額

(6,835,000円×90% - 1,200,000円)

この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額になります。

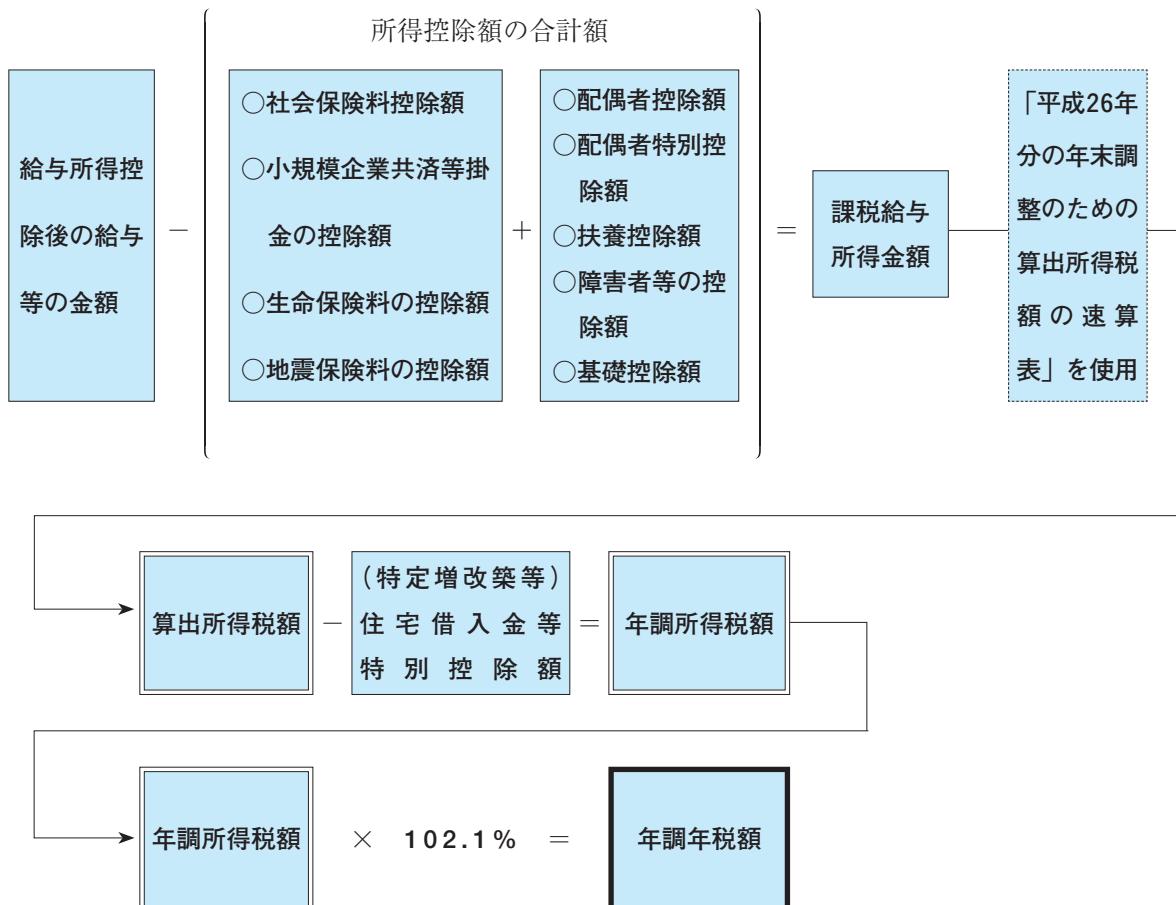
〔例〕

- 給与の総額 7,654,321円
- 算 式 $7,654,321 \text{円} \times 90\% - 1,200,000 \text{円} = 5,688,888.9 \text{円}$
- 給与所得控除後の給与等の金額 5,688,888円

3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額」の計算が終わると、これを基にして平成26年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



※1 これらの計算は、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って行います。

2 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

3-4 扶養控除額等の合計額の計算

- (1) 配偶者控除や扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づきその確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計金額を源泉徴収簿の「年末調整」の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄に記入します。
- (2) 扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額は、この説明書の104ページの早見表を使って求めると便利です。
- (3) 平成26年分の扶養控除額等の金額は、次の表のとおりです。

控除の種類				控除額		
(1) 基礎控除				380,000円		
(2) 配偶者控除	一般の控除対象配偶者			380,000円		
	老人控除対象配偶者			480,000円		
(3) 扶養控除	一般の控除対象扶養親族			380,000円		
	特定扶養親族			630,000円		
	老人扶養親族	同居老親等以外の者		480,000円		
		同居老親等		580,000円		
(4) 障害者控除	一般の障害者			270,000円		
	特別障害者			400,000円		
	同居特別障害者			750,000円		
(5) 寡婦控除	一般の寡婦			270,000円		
	特別の寡婦			350,000円		
(6) 寡夫	控除			270,000円		
(7) 勤労学生	控除			270,000円		

(注) 配偶者特別控除（最高380,000円）は、別途、源泉徴収簿の「年末調整」の「配偶者特別控除額⑯」欄に記入することになっています（21ページ参照）。

3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

(1) 課税給与所得金額の計算

イ 源泉徴収簿の「年末調整」欄に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額⑰」欄に記入します。

- (イ) 社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑩、申告による社会保険料の控除分⑪、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑫）
- (ロ) 生命保険料の控除額⑬
- (ハ) 地震保険料の控除額⑭
- (ニ) 配偶者特別控除額⑯
- (ホ) 配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯

ロ 「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額から「所得控除額の合計額⑰」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額⑯」欄に記入します（記載例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

(2) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ 「差引課税給与所得金額⑯」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(87ページ参照)の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

[例]

◎ 差引課税給与所得金額（「⑯」欄の金額） 2,644,000円

◎ 算式（平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

$$2,644,000円 \times 10\% - 97,500円 = 166,900円$$

ロ 上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額⑯」欄に記入します。

〔記載例〕 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

(源泉徴収簿)									
年 末	区分	有・無	人	人	人	人	人	人	人
	給料・手当等	①	5,265,000	円	③	97,170	円		
	賞与等	④	1,570,000		⑥	51,434			
	計	⑦	6,835,000		⑧	148,604			
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,951,500		配偶者の合計所得金額 () 円				
社会保 険料等	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,023,601		旧長期損害保険料支払額 () 19,600 円				
	申告による社会保険料の控除分	⑪			⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額 () — 円				
	控除額 申告による小規模企業 共済等掛金の控除分	⑫			⑪のうち国民年金保険 料等の金額 () — 円				
	生命保険料の控除額	⑬	115,000						
	地震保険料の控除額	⑭	44,800						
	配偶者特別控除額	⑮							
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	1,140,000						
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	2,323,401						
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額	⑲	(1,000円未満切捨て) 2,628,000		⑲ (2,628,000円×10% - 97,500円) 165,300				

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 ↗	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 ↗ 6,950,000円 ↗	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 ↗ 9,000,000円 ↗	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 ↗ 17,170,000円 ↗	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円

3－6 年調年税額の計算

(1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「住宅借入金等特別控除額⑫」(平成19年から平成25年中居住用にあっては、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑭」)欄に記載の控除額を源泉徴収簿の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑰」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額⑲」欄の金額から「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑰」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額⑳」欄に記入します。

この場合、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑰」欄の金額が「算出所得税額⑲」欄の金額よりも多いため控除しきれないときは、「年調所得税額⑳」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」の部分に、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額⑰」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

「年調所得税額⑳」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額㉑」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます)。

[記載例] 年調年税額の計算と源泉徴収簿の記入

(住宅借入金等特別控除申告書)

一等 特別 控除 額 の 計 算	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑥+⑩)	(最高 3,000万円) 円 ⑪ 14,000,000	年間所得の見積額 1 備考
	特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	(下の⑫) 円 ⑫	
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	(最高 200万円) 円 ⑬	
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	(100円未満の端数切捨て) 円 ⑭ 140,000	

(注1) ⑮欄の⑬の記入に当たっては、⑫割合又は⑬の割合を書き、異なる場合は(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除額

(源泉徴収簿)

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑯) 及び算出所得税額	(1,000円未満切捨て) ⑯ 2,628,000	⑰ 165,300	(25,300円×102.1%)(100円未満切捨て)
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	⑲ 140,000	⑳	
	年調所得税額(⑯-⑲、マイナスの場合 0)	㉑ 25,300	㉒ (100円未満切捨て)	
	年調年税額(㉑ × 1 0 2 . 1 %)	㉓ 25,800		

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

- イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。
- ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。
- これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことがありますから、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。
- ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。
- (イ) 「年調年税額②」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。
- (ロ) 「②」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになります。
- (ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額③」欄に「超過額」か「不足額」を表示した上、記入します。

[記載例] 源泉徴収簿（過不足額の算出）

区分	金額	税額
給料・手当等	① 5,265,000 円	③ 97,170 円
賞与等	④ 1,570,000	⑥ 51,434
計	⑦ 6,835,000	⑧ 148,604

調整	差引課税給与所得金額(⑨-⑯)	(1,000円未満切捨て)	⑯ 2,628,000	⑯ 165,300
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑯	140,000	
	年調所得税額(⑯-⑰、マイナスの場合は0)	⑰	25,300	
	年調年税額(⑰ × 102.1 %)	⑱	(100円未満切捨て) 25,800	
	差引超過額又は不足額(⑯-⑰)	⑲	122,804	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額				⑲

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法（設例1）と、②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法（設例2）とがあります。

(設例1) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1 年間給与総額	5,870,000円
2 同上の給与に対する徴収税額	141,146円
3 控除した社会保険料等 (給与控除分)	819,694円
4 支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5 支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6 一般の控除対象配偶者 (所得金額なし)	あり
7 一般の控除対象扶養親族	1人

所属	経理課	職名	事務職員	住 所	(郵便番号 106-0031)		氏名 (フリガナ) 鈴木一郎	配偶者 (生年月日 明人(平成5年1月30日))	整 理 番 号 21
					月	年			
平成26年分	給与課	支給区分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足税額
			1 1 24	362,000	50,572	311,428	2 人	5,620	5,620
			2 2 25	362,000	50,572	311,428	2	5,620	5,620
			3 2 25	362,000	50,572	311,428	2	5,620	5,620
			4 2 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			5 2 26	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			6 2 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			7 2 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			8 2 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			9 2 25	366,000	50,592	315,408	2	5,740	5,740
			10 2 24	366,000	51,229	314,771	2	5,740	5,740
			11 2 25	366,000	51,229	314,771	2	5,740	5,740
			12 2 25	366,000	51,229	314,771	2	- ▲28,546	▲28,546
				計	① 4,380,000	② 608,955	3,771,045	③ 62,780	
			7 7 30	660,000	92,697	567,303	2 (税率6.126%) 34,752	34,752	
			12 12 10	830,000	118,042	711,958	2 (税率6.126%) 43,614	43,614	
				計	④ 1,490,000	⑤ 210,739	1,279,261	⑥ 78,366	

◎この様式は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

(設例1の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると4,154,400円になります。
- 3 社会保険料等の819,694円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 ($50,200\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 ($56,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$) の合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,076,244円は、次により計算します。

$$\begin{array}{cccccc} \text{社会保険料} & \text{生命保険料} & \text{地震保険料} & \text{扶養控除額等} \\ \text{等の控除額} & \text{の控除額} & \text{の控除額} & \\ 819,694\text{円} & + & 71,550\text{円} & + & 45,000\text{円} & + 1,140,000\text{円} = 2,076,244\text{円} \end{array}$$

- 9 差引課税給与所得金額2,078,000円は、次により計算します。
$$\begin{array}{ccc} \text{給与所得控除後} & \text{所得控除額} & \text{差引課税給与} \\ \text{の給与等の金額} & \text{の合計額} & \text{所得金額} \\ 4,154,400\text{円} - 2,076,244\text{円} & = 2,078,156\text{円} \rightarrow 2,078,000\text{円} & (1,000\text{円未満の端数切捨て}) \end{array}$$
- 10 差引課税給与所得金額2,078,000円に対する算出所得税額を「平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(87ページ参照)によって求めると、110,300円となります。
$$\begin{array}{ccc} \text{課税給与} & \text{税率} & \text{控除額} & \text{算出所得税額} \\ \text{所得金額} & & & \\ 2,078,000\text{円} \times 10\% - 97,500\text{円} & = 110,300\text{円} & \end{array}$$
- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額110,300円に102.1%を乗じて求めた112,600円 (100円未満の端数切捨て) が年調年税額となります。
- 13 年調年税額112,600円と1月から12月までに徴収された税額の合計額141,146円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が28,546円多いため超過額28,546円が生じます。
- 14 この超過額28,546円は、過納額として本人に還付することになります。

(設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合

(配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1 年間給与総額	8,299,500円
2 同上の給与に対する徴収税額	340,259円
3 控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,227,983円
4 支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5 支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6 生計を一にする配偶者 (給与所得の金額67万円)	あり
7 一般の控除対象扶養親族 (年初2人、4月から1人)	1人
8 特定扶養親族	1人

所属		経理課	職名	経理課長	住 所	(郵便番号 178-0063) 東京都練馬区東大泉 7-31-35	氏名	(フリガナ) サトウクロウ 佐藤次郎	生年月日 明大(昭和平成) 8月 20日	整 球 号	10		
平成26年分 給付と職場所得に 対する源泉徴収簿等	給 料 手 当 年 未 調 整 賃 与 等	月区分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の給与額	扶養親族等の数	算出税額	年未調整による過不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		
		1	1/24	481,500円	69,711円	411,789円	3人	8,050円	円	8,050円	同上の税額につき還付又は徴収した税額	月 別	還付又は徴収した税額
		2	2/25	481,500	69,711	411,789	3	8,050		8,050	差 引	月 别	高
		3	3/25	481,500	69,711	411,789	3	8,050		8,050	月 别	還付又は徴収した税額	
		4	4/25	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	差 引	月 别	高
		5	5/26	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	月 别	還付又は徴収した税額	
		6	6/25	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	月 别	還付又は徴収した税額	
		7	7/25	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	月 别	還付又は徴収した税額	
		8	8/25	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	月 别	還付又は徴収した税額	
		9	9/25	485,000	70,128	414,872	2	11,260		11,260	月 别	還付又は徴収した税額	
		10	10/24	485,000	75,335	409,665	2	10,770		10,770	月 别	還付又は徴収した税額	
		11	11/25	485,000	75,335	409,665	2	10,770		10,770	月 别	還付又は徴収した税額	
		12	12/25	485,000	75,335	409,665	2	10,770	▲74,159	▲63,389	月 别	還付又は徴収した税額	
	計	① 5,809,500	② 855,906	4,953,594		③ 24,020				年	合計		
	7	7/10	970,000	144,578	825,422	2 (税率10.21%) 84,275		84,275		未	金額		
	12	12/10	1,520,000	227,499	1,292,501	2 (税率10.21%) 131,964		131,964		調	税額		
						(税率 %)				整	の 稲		
						(税率 %)					の 稲		
						(税率 %)					の 稲		
		計	④ 2,490,000	⑤ 372,077	2,117,923	⑥ 216,239					の 稲		

©この様式は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

(設例 2 の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,299,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると6,269,550円 (8,299,500円×90% - 1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,227,983円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般的生命保険料の控除額]

$$\begin{array}{rcl} \text{旧生命保険料の金額} & & \text{一般の生命保険料の控除額} \\ 53,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} & = & 38,250\text{円} \end{array}$$

[個人年金保険料の控除額]

$$\begin{array}{rcl} \text{新個人年金保険料の金額} & & \text{新個人年金保険料に係る控除額} \\ 59,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} & = & 34,750\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{旧個人年金保険料の金額} & & \text{旧個人年金保険料に係る控除額} \\ 89,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} & = & 47,250\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{新個人年金保険料に係る控除額} & \text{旧個人年金保険料に係る控除額} & \text{新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額} \\ 34,750\text{円} & + 47,250\text{円} & = 82,000\text{円} \rightarrow 40,000\text{円} \text{ (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

[生命保険料の控除額の合計]

$$\begin{array}{rcl} \text{一般の生命保険料の控除額} & \text{個人年金保険料の控除額} & \text{生命保険料の控除額} \\ 38,250\text{円} & + 47,250\text{円} & = 85,500\text{円} \end{array}$$

5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものは旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。

6 「配偶者特別控除額」欄の金額は、配偶者の合計所得金額670,000円を「平成26年分の配偶者特別控除額の早見表」(87ページ参照)に当てはめて求めた金額の110,000円です。

7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です。

8 所得控除額の合計額2,828,483円は、次により計算します。

$$\begin{array}{rcl} \text{社会保険料等の控除額} & \text{生命保険料の控除額} & \text{地震保険料の控除額} & \text{配偶者特別控除額} & \text{扶養控除額等} \\ 1,227,983\text{円} & + 85,500\text{円} & + 15,000\text{円} & + 110,000\text{円} & + 1,390,000\text{円} = 2,828,483\text{円} \end{array}$$

9 差引課税給与所得金額3,441,000円は、次により計算します。

$$\begin{array}{rcl} \text{給与所得控除後の給与等の金額} & \text{所得控除額の合計額} & \text{差引課税給与所得金額} \\ 6,269,550\text{円} - 2,828,483\text{円} & = 3,441,067\text{円} \rightarrow 3,441,000\text{円} \text{ (1,000円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

10 差引課税給与所得金額3,441,000円に対する算出所得税額を「平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(87ページ参照)によって求めると、260,700円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
3,441,000円	× 20%	- 427,500円	= 260,700円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額260,700円に102.1%を乗じて求めた266,100円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。
- 13 年調年税額266,100円と1月から12月までに徴収された税額（12月支給の給与については税額計算のみ）の合計額340,259円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が74,159円多いため超過額74,159円が生じます。
- 14 この超過額74,159円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額10,770円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額63,389円（74,159円-10,770円）は、過納額として本人に還付することになります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

イ 紹介の支払者から還付する場合

- (イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、紹介の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「紹介、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。
- したがって、紹介の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額を納付することになります。
- (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「紹介、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
- (ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄（②④から⑧）に記入します。

〔注意事項〕

- 1 年末調整をする本年最後の紹介について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整を行った結果、超過額が生じた場合には、その紹介から徴収すべき税額（その月分の税額）は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。
なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引きした残額を徴収することになります。
- 2 年末調整をした紹介のうちに未払の紹介が含まれている場合には、その計算上生じた超過額のうちには、その未払の紹介についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。
超過額から未払紹介分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の紹介を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合（紹介の支払者が還付できない場合）

- (イ) 次の場合のように、紹介の支払者が納付する「紹介、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、紹介の支払者のところでは過納額の還付をすることのできない場合には、税務署から紹介の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。
- ① 解散、廃業などにより紹介の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ② 徴収して納付する税額が全くなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合
- (ロ) (イ)の①から③のいずれかに該当する場合には、紹介の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状（連記式）」とをこれに添付して、紹介の支払者の所轄税務署に提出してください。
- なお、過納額を平成27年に繰り越して還付しているときは、平成27年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。
- また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができる人の分については、税務署から過納と

なった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額
還付請求書 兼 残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

[参考]

◎ 過納額が生じる場合

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年の中途中で控除対象扶養親族が増えたり、控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年の中途中で本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年の中途中で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者特別控除の控除額があった場合

(3) 不足額の徴収

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70パーセント未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

(注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1 年間給与総額	6,835,000円
2 同上の給与に対する徴収税額	148,604円
3 控除した社会保険料等（給与控除分）	1,023,601円
4 支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	24,000円
支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	36,000円
支払った介護医療保険料	48,000円
支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	72,000円
5 支払った損害保険料のうち地震保険料分	30,000円
支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	19,600円
(注) 支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6 一般の控除対象配偶者（給与所得の金額30万円）	あり
7 一般の控除対象扶養親族	1人
8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	140,000円

所属	経理課		職名	事務職員		住所	(郵便番号 176-0006)		氏名	(フリガナ) カマカワタロウ		整理番号	
	月	日		支給	総支給金額		社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額		
平成26年分 給料手当年金保険料等 に 對 す る 源 泉 徴 收 簿	1	20	435,000	65,183	369,817	2人	7,940			7,940		前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	8
	2	20	435,000	65,183	369,817	2	7,940		7,940		同上の税額につき還付又は微取した月区分		
	3	20	435,000	65,183	369,817	2	7,940		7,940		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	4	21	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	5	20	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	6	20	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	7	22	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	8	20	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	9	19	440,000	65,582	374,418	2	8,190		8,190		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	10	20	440,000	66,361	373,639	2	8,070		8,070		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	11	20	440,000	66,361	373,639	2	8,070		8,070		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	12	19	440,000	66,361	373,639	2	8,070		8,070		月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	計		① 5,265,000	② 788,124	4,476,876		③ 97,170				月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	6	10	740,000	110,297	629,703	2	税率 51.434	51.434			月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	12	25	830,000	125,180	704,820	2	税率 一 %	▲122,804			月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		
	計		④ 1,570,000	⑤ 235,477	1,334,523		⑥ 51.434				月 別 還付又は微取した税額 差引残高 月 別 還付又は微取した税額 差引残高		

◎この様式は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

(設例 3 の説明)

- 1 この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額6,835,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(78ページ以下参照)によって求めると4,951,500円 (6,835,000円×90% - 1,200,000円) になります。
- 3 社会保険料等の1,023,601円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

新生命保険 料の金額 $24,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$	新生命保険料 に係る控除額 $= 22,000\text{円}$	
旧生命保険 料の金額 $36,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$	旧生命保険料 に係る控除額 $= 30,500\text{円}$	
新生命保険料 に係る控除額 $22,000\text{円}$	旧生命保険料 に係る控除額 $30,500\text{円}$	新生命保険料と 旧生命保険料の 両方に係る控除額 $= 52,500\text{円} \rightarrow 40,000\text{円}$ (最高40,000円)

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

[介護医療保険料の控除額]

介護医療保 険料の金額 $48,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$	介護医療保 険料の控除額 $= 32,000\text{円}$
--	---------------------------------------

[個人年金保険料の控除額]

旧個人年金保 険料の金額 $72,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$	個人年金保 険料の控除額 $= 43,000\text{円}$
---	---------------------------------------

[生命保険料の控除額の合計]

一般の生命保 険料の控除額 $40,000\text{円}$	介護医療保 険料の控除額 $32,000\text{円}$	個人年金保 険料の控除額 $43,000\text{円}$	生命保険料 の控除額 $= 115,000\text{円}$
--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

- 5 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

地震保険料に 係る控除額 $30,000\text{円}$	旧長期損害保険料に係る控除額 $\times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$	$= 44,800\text{円}$
-------------------------------------	--	--------------------

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることとなっています。

- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円です。

- 8 所得控除額の合計額2,323,401円は、次により計算します。
- | | | | |
|----------------|---------------|---------------|---------------------------|
| 社会保険料
等の控除額 | 生命保険料
の控除額 | 地震保険料
の控除額 | 扶養控除額等 |
| 1,023,601円 | + 115,000円 | + 44,800円 | + 1,140,000円 = 2,323,401円 |
- 9 差引課税給与所得金額2,628,000円は、次により計算します。
- | | | |
|--------------------|---------------|--|
| 給与所得控除後
の給与等の金額 | 所得控除額
の合計額 | 差引課税給与
所得金額 |
| 4,951,500円 | - 2,323,401円 | = 2,628,099円 → 2,628,000円 (1,000円未満の端数切捨て) |
- 10 差引課税給与所得金額2,628,000円に対する算出所得税額を「平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(87ページ参照)によって求めると、165,300円となります。
- | | | | |
|--------------|-------|-----------|------------|
| 課税給与
所得金額 | 税率 | 控除額 | 算出所得税額 |
| 2,628,000円 | × 10% | - 97,500円 | = 165,300円 |
- 11 算出所得税額165,300円から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、年調所得税額は25,300円となります。
- (注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額(源泉徴収簿の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額②」欄の金額)を給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」として記載することとなっていますのでご注意ください。
- 12 年調所得税額25,300円に102.1%を乗じて求めた25,800円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 13 年調年税額25,800円と1月から12月までに徴収された税額の合計額148,604円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が122,804円多いため超過額122,804円が生じます。
- 14 この超過額122,804円は、過納額として本人に還付することになります。

5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

(1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。

(2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。

イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。

ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、**所得税徴収高計算書（納付書）**は、過納額を充当したり還付したりしたため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。また、**所得税徴収高計算書（納付書）**に整理番号が印字（記載）されているか確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

国税収納金 基本（納付書）		給与所得・退職所得等の 所得徴収高計算書		領収済通知書		記入例 ￥1234567890	
<input checked="" type="checkbox"/> 32301	26	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	記入者 000△△△△△△△△	領収済用印 110	00123456	<input type="checkbox"/> 桁数が8桁未満の場合は記入例欄を見ないよう記入してください。
区分	支 払 日	人 口	被 払 金額	領 取 済 金額	被 払 金額	領 取 済 金額	
俸給・給料等 (01)	261219	28	77000000	73920	0	0	
賞与(退職手当等) (02)	261225	25	15000000	0	0	0	
日雇労務者の賃金 (03)							
退職手当等 (04)							
税理士等の報酬 (05)	261219	1	120000	12252	0	0	
役員賞与 (06)							
同上の支払 確定年月日							
国庫		(電話番号) XX-XXXX-XXXX					
支 払 金額 名義者 姓 名		東京都○○区△△△3-3					
支 払 金額 名義者 姓 名		□□□□ 株式会社					
摘要							
年末調整による不足税額 (04) 年末調整による超過税額 (05) 本 稅 延 滞 税 合計額 ￥27582							
<small>○ 合計額の金額欄部には必ず「￥」字を枠の中に記載してください。 あと先</small>							
<small>○ この用紙は直送専用で使用しますので汚したり折り曲げたりしないでください。 左記の合計額を領收しました。</small>							

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

国税収納金 基本（納付書）		給与所得・退職所得等の 所得徴収高計算書		領収済通知書		記入例 ￥1234567890	
<input checked="" type="checkbox"/> 32301	26	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	記入者 000△△△△△△△△	領収済用印 110	00234567	<input type="checkbox"/> 桁数が8桁未満の場合は記入例欄を見ないよう記入してください。
区分	支 払 日	人 口	被 払 金額	領 取 済 金額	被 払 金額	領 取 済 金額	
俸給・給料等 (01)	261219	16	4350000	51860	0	0	
賞与(退職手当等) (02)	261205	9	4250000	74254	0	0	
日雇労務者の賃金 (03)							
退職手当等 (04)							
税理士等の報酬 (05)	261219	1	80000	8168	0	0	
役員賞与 (06)							
同上の支払 確定年月日							
国庫		(電話番号) XX-XXXX-XXXX					
支 払 金額 名義者 姓 名		東京都○○区△△△2-8-12					
支 払 金額 名義者 姓 名		株式会社 □□□□					
摘要							
年末調整による不足税額 (04) 年末調整による超過税額 (05) 本 稅 延 滞 税 合計額 ￥0							
<small>○ 合計額の金額欄部には必ず「￥」字を枠の中に記載してください。 あと先</small>							
<small>○ この用紙は直送専用で使用しますので汚したり折り曲げたりしないでください。 左記の合計額を領收しました。</small>							

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円-134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整

(1) 年末調整後に給与の追加払があった場合

年末調整が終わった後、本年中に本年分の給与を追加して支払うこととなった場合には、この追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

しかし、翌年になってから給与の改訂が行われ、本年今まで遡って支給されることになった場合の新旧給与の差額は、その給与の改訂が行われた年分の所得となりますから、本年分の年末調整をやり直す必要はありません。

(2) 年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合

年末調整が終わった後、本年中に結婚して控除対象配偶者を有することとなり、子が結婚して控除対象扶養親族の数が減少した人などいる場合には、これらの異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象配偶者や控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

(3) 年末調整後に配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額に差額が生じたことにより、配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

(4) 年末調整後に保険料を支払ったような場合

イ 年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

ロ また、社会保険料のうち国民年金の保険料若しくは国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（1口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年1月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

(5) 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

年末調整が終わった後、給与所得者から住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合には、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を交付することとなる翌年1月末日までです。

IV 平成27年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成26年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

これからは、平成27年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 平成27年から変わる事項

源泉徴収税額表の改正

平成27年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成27年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成27年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「平成27年分 源泉徴収税額表」は税務署において配布するほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）にも掲載しております。

2 実務上の留意事項

2—1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

ロ 給与の支払者は、「平成27年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注）一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」等を参照してください。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

（注）受理した「平成27年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「平成27年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

（注）上記（1）のロ（注）及びハ（注）については、「平成27年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」欄の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項の問い合わせにつきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

2—2 源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、給与の支払者に配布していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、平成27年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成26年分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額⑧」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額⑩」欄の金額を転記します。

V 紹与所得者の確定申告

1 紹与所得者が確定申告を必要とする場合

紹与所得者は、紹与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、紹与所得者のうちには、紹与所得のほかに他の所得があったり、一定の場合には年末調整が行われないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

確定申告をしなければならない人は、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 本年中の紹与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から紹与を受ける紹与所得者で、紹与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から紹与を受ける紹与所得者で、年末調整を受けた主たる紹与以外の従たる紹与の収入金額と紹与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、2か所以上から紹与を受ける紹与所得者であっても、その紹与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その紹与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、紹与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、紹与の支払を受ける際に源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から紹与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、平成27年2月16日（月）から3月16日（月）までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

なお、還付申告は、平成27年2月15日（日）以前でも行うことができます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

2 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済みます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

なお、前記1の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることになります。

給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年の中途で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50パーセント以上の損害を受けたため、災害減免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- ③ 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ⑤ 国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法又は租税特別措置法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- ⑦ 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ⑨ 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42パーセントの税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- ⑪ 認定特定非営利活動法人に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- ⑫ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑬ 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人及び一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑭ 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額（その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は125万円）を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例を受けようとする人

◎ 給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額（その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は125万円）を超えるときは、確定申告書等を提出することにより、その年分の給与所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の算式により求めた金額とすることができます。

1 その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定支出の額の合計額のうち給} \\ \text{与所得控除額の2分の1に相当} \\ \text{する金額を超える部分の金額} \end{array} \right) = \text{給与所得の金額}$$

2 その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定支出の額の合計額のうち} \\ 125\text{万円を超える部分の金額} \end{array} \right) = \text{給与所得の金額}$$

この特定支出とは、①通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出、②転任に伴う転居のための支出、③職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出、④職務の遂行に直接必要な資格の取得費、⑤転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費、⑥職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等ための支出（支出の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

なお、この特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、特定支出の金額等を証する書類の添付等が必要です。

詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を98ページに掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。

VI 電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行なうことが便利です。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。 ① $\frac{\text{給与の総額} - \text{同一階差の最小値}}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

$$\textcircled{1} \quad \frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \text{余り } 2,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \text{年調給与額}$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給与所得控除後の給与等の金額の計算式
1円から 650,999円まで	0円
651,000 ツ 1,618,999 ツ	$A - 650,000\text{円}$
1,619,000 ツ 1,619,999 ツ	$A \times 60\% - 2,400\text{円}$
1,620,000 ツ 1,621,999 ツ	$A \times 60\% - 2,000\text{円}$
1,622,000 ツ 1,623,999 ツ	$A \times 60\% - 1,200\text{円}$
1,624,000 ツ 1,627,999 ツ	$A \times 60\% - 400\text{円}$
1,628,000 ツ 1,799,999 ツ	$A \times 60\%$
1,800,000 ツ 3,599,999 ツ	$A \times 70\% - 180,000\text{円}$
3,600,000 ツ 6,599,999 ツ	$A \times 80\% - 540,000\text{円}$
6,600,000 ツ 9,999,999 ツ	$A \times 90\% - 1,200,000\text{円}$
10,000,000 ツ 14,999,999 ツ	$A \times 95\% - 1,700,000\text{円}$
15,000,000 ツ 20,000,000 ツ	$A - 2,450,000\text{円}$

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成しております。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額の計算	配偶者控除額	一般の控除対象配偶者は380,000円 老人控除対象配偶者は480,000円
		扶養控除額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
		基礎控除額	380,000円
2	配偶者特別控除額の計算	最高380,000円（具体的な計算については、18ページ参照）	
3	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の控除額の計算	270,000円×（一般的障害者の数と一般的寡婦、寡夫又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人が特別の寡婦の場合に限ります。）	
4	保険料控除額の計算	社会保険料控除額	支払った保険料の全額
		小規模企業共済等掛金の控除額	支払った掛金の全額
		生命保険料の控除額	最高120,000円（具体的な計算については、26ページ参照）
		地震保険料の控除額	最高50,000円（具体的な計算については、30ページ参照）

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課税給与所得金額	税率 (A)	控除額 (B)
1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〃	97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	636,000円
9,000,000円 〃	17,170,000円 〃	1,536,000円

(注) 課税給与所得金額が17,170,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めるになりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

(九)

(6,372,000円～20,000,000円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,372,000	円 6,376,000	円 4,557,600	円 6,492,000	円 6,496,000	円 4,653,600	円 6,600,000	円 10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000	20,000,000	17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人への給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

平成26年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	3,300,000円 ✕	10%	97,500円
3,300,000円 ✕	6,950,000円 ✕	20%	427,500円
6,950,000円 ✕	9,000,000円 ✕	23%	636,000円
9,000,000円 ✕	17,170,000円 ✕	33%	1,536,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が17,170,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

平成26年分の配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000円以下の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0万円

- (注) 「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんので注意してください。

[参考] (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

平成26年分の所得税について、年末調整の際に適用を受けることとなる(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

1 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成12年 1月1日から 平成13年 6月30日まで	① 1～6年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高50万円) ② 7～11年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) × 0.75% (最高37.5万円) ③ 12～15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) × 0.5% (最高25万円)		
平成17年 1月1日から 12月31日まで	① 1～8年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高40万円) ② 9～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) × 0.5% (最高20万円)		
平成18年 1月1日から 12月31日まで	① 1～7年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高30万円) ② 8～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額) × 0.5% (最高15万円)		
平成19年 1月1日から 12月31日まで	① 1～6年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) × 1% (最高25万円) ② 7～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) × 0.5% (最高12.5万円)	3,000万円以下	50m ² 以上
平成20年 1月1日から 12月31日まで	① 1～6年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高20万円) ② 7～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) × 0.5% (最高10万円)		
平成21年 1月1日から 平成22年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高50万円)		
平成23年 1月1日から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高40万円)		
平成24年 1月1日から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高30万円)		
平成25年 1月1日から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高20万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成19年 1月1日から 12月31日まで	① 1～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) × 0.6% (最高15万円) ② 11～15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額) × 0.4% (最高10万円)		
平成20年 1月1日から 12月31日まで	① 1～10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) × 0.6% (最高12万円) ② 11～15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額) × 0.4% (最高8万円)	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 認定住宅の新築等の場合

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成21年 6月4日から 平成23年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額) × 1.2% (最高60万円)		
平成24年 1月1日(認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日)から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高40万円)	3,000万円以下	50m ² 以上
平成25年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額) × 1% (最高30万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

二 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
居住の用に供することができなくなった日から 平成24年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額) × 1.2% (最高48万円)	3,000万円以下	50m ² 以上
平成25年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額) × 1.2% (最高36万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ バリアフリー改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成22年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	○全期間(5年間) (高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)) × 2% + ((増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額) - (A)) × 1% (最高12万円)	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 省エネ改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成22年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	○全期間(5年間) (特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)) × 2% + ((増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額) - (A)) × 1% (最高12万円)	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

平成26年分 年末調整チェック表

このチェック表は、年末調整事務について誤りやすい事項を取りまとめていますので、給与事務担当の方が「年末調整のしかた」を読み終えられて、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

また、扶養控除等（異動）申告書などの記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例や記載例などを93ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶 養 控 除 等 関 係	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象配偶者や控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者(所得者本人)が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上(平成11年1月1日以前生)となっていますか。		<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、扶養親族が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象配偶者等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。		<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者(所得者本人)が同一人ですか。
配偶者特別控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	控除額の計算は正しく行われていますか。	<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。		<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
	<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。
生命保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	集計関係	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与(経済的利益)、認定賞与等について集計の対象としていますか。
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。		<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについては集計の対象としていますか。
	<input type="checkbox"/> 分配を受けた剩余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。		<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。
	<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。		
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料	税額計算関係	<input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。
			<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出しましたか。
			<input type="checkbox"/> 年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。
地震保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	納付関係	<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書(納付書)に、税務署名、整理番号、住所(所在地)、氏名(名称)等が正しく印字(記載)されていますか。
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成しましたか。
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。	その他	<input type="checkbox"/> 来年の源泉徴収事務の準備はできましたか(「源泉徴収税額表」が改正されています。)。

年末調整Q & A

この「年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

〔問1〕 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。
Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

〔答〕 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④のいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

(注) 失業等給付は非課税とされています。

〔問2〕 当社の役員Aは、当社からの給与（支給総額1,500万円）以外に家賃収入があり、毎年確定申告をしています。Aから「毎年確定申告で精算しているから、私の分は年末調整しなくて結構です。」との申し出がありましたら、申し出のとおり取り扱って差し支えないでしょうか。

〔答〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人でその提出先から支払われる給与の総額が2,000万円以下の人にについては、年末調整を行わなければなりません。

したがって、Aさんのように給与以外の所得があり確定申告をしなければならない人についても、その給与について年末調整をする必要があります。

〔問3〕 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

〔答〕 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

〔問4〕 当社の従業員Aは、離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

〔答〕 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(注) 扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

〔問5〕 従業員から質問があったのですが、従業員が扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

〔答〕 扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額65万円を控除した後の合計所得金額は5万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

〔問6〕 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したものとの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

(注) 保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問7〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問8〕 当社では、12月分の給与を12月16日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月24日に従業員Aは結婚しました。Aの配偶者の合計所得金額は38万円以下ですが、この場合、Aは配偶者控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象配偶者は、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、この配偶者が他の居住者の扶養親族とされていない限り、本年分の所得税について配偶者控除を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再調整を行うことができます。

〔問9〕 年末調整による超過税額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して翌月10日（その日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはその休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いします。

年末調整を受ける際の注意事項

扶養控除等申告書や保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書は、正しく記載して提出されていますか？

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど(扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

《平成 26 年分申告書記載事項チェック表》

「平成 26 年分 納付所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「平成 26 年分 納付所得者の保険料控除申告書 兼 納付所得者の配偶者特別控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶 養 控 除 申 告 書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上(平成 11 年 1 月 1 日以前生)の扶養親族ですか。	保 險 料 控 除 申 告 書	<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢 70 歳以上(昭和 20 年 1 月 1 日以前生)ですか。	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。	
	<input type="checkbox"/> また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老人親等」に○を付けていますか。	<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢 19 歳以上 23 歳未満(平成 4 年 1 月 2 日～平成 8 年 1 月 1 日生)ですか。	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者又は扶養親族があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その控除対象配偶者等と生計を一にしているといえますか。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人々が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢 16 歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ 38 万円以下ですか。	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。	
	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する(人がいる)場合に記載もれはないですか。 ※障害者控除は、年齢 16 歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。	<input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。	
	<input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は 1,000 万円以下ですか。	
	<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢 16 歳未満(平成 11 年 1 月 2 日以後生)の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額は、38 万円超 76 万円未満ですか。	
		<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除額の計算は正しく行われていますか。	

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の中途で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の中途で、結婚によって控除対象配偶者を有することとなったとき、又は離婚によって控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- 3 本年の中途で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 4 本年の中途で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

☆ 納付所得者向けのリーフレット「納付所得者と年末調整」を国税庁ホームページに掲載していますのでご覧ください。

平成27年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地
等の所轄税務署長とあ
たの住所等の市区
町村長を記載します。

扶
扶

この申告書は、あなたの経与について配偶者扶養親族などとの控除を受けるために提出するもの
この申告書は、2か所以上から給与を受けている場合に提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与を受けることがあります。

2か所以上から給与の支
払を受けている人が、他の
給与の支払者に「從たる給
与等についての扶養控除等
申告書」を提出していける場
合に○を付けて下さい。

株式会社〇〇〇〇

給与の支払者の名前(氏名)		佐藤洋子		佐藤和夫	
給与の支払者の住所(住所)	東京都千代田区霞が関3-1-1	(フリガナ)	サトウ カズオ	世帯主の氏名	佐藤和夫
生年月日	昭和 38年 3月 20日	あなたとの続柄	夫	者無し	
あなたの住所又は居所	(郵便番号) 173-0014 東京都板橋区大山、車町35-1	提出している場合は○印を付けて下さい。			

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなたの自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生。
控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成5年1月2日～平成9年1月1日生)の場合に記入する必要はありません。

從たる給与につ
いての扶養控除等
申告書の記載欄
提出している場合は
○印を付けて下さい。

区分等	あなたの続柄	佐藤洋子	佐藤和夫	平成27年中の所得の見積額
A 控除対象配偶者	生年月日	昭和 41・11・7	昭和 41・11・7	70,000円
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平22以降生)	配偶者	昭和 6・2・4	昭和 6・2・4	0
C あなたの給与から 支取る扶養親族 (16歳以上) (平22以降生)	配偶者	昭和 11・3・30	昭和 11・3・30	0
D あなたの給与から 支取る扶養親族 (16歳以上) (平22以降生)	配偶者	昭和 12・5・8	昭和 12・5・8	300,000円
E あなたの給与から 支取る扶養親族 (16歳以上) (平22以降生)	配偶者	昭和 12・5・8	昭和 12・5・8	0

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

。

左記の内容についてのご注意(左記の「 <input checked="" type="checkbox"/> 」は、 <input type="checkbox"/> お読みください。)	左記の障害者等に該 当する(人がいる) 場合、常に生活費 等の送金を行っているな ど、あなたのと書かれて いる必要があります。	左記の内容についてのご注意(左記の「 <input checked="" type="checkbox"/> 」は、 <input type="checkbox"/> お読みください。)	左記の障害者等に該 当する(人がいる) 場合、常に生活費 等の送金を行っているな ど、あなたのと書かれて いる必要があります。
2～5について、あなた が寡婦等に該當する場 合に○を付けます。	2～5について、あなた が寡婦等に該當する場 合に○を付けます。	2～5について、あなた が寡婦等に該當する場 合に○を付けます。	2～5について、あなた が寡婦等に該當する場 合に○を付けます。

左記の内容についてのご注意等は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。
「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受け取る給与をいい、「從たる給与」とは、それ以外の給与をいいます。
控除対象配偶者が老人扶養親族に該当する場合には、「老人控除対象配偶者は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、「老人扶養親族が同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。
この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についての注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	1 佐藤 勝	あなたとの続柄	生年月日	居住地	平成27年中の所得の見積額
16歳未満の扶養親族 (平22以降生)	2	子	平成 13.10.15 東京都板橋区大山東町35-1	東京都板橋区大山東町35-1	0円
16歳未満(平成12年1月2日以後生)の扶 養親族を記載します。	3	・	・	・	・

「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている
給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

ご存知ですか？非居住者等に支払う際の源泉徴収 ～誤りやすい事例～

非居住者や外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」で解説しておりますが、ここでは、非居住者等に支払う際の源泉徴収で、誤りやすい事例をご紹介します。

土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合、その対価を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。）

不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。）

工業所有権、著作権等の使用料等

国内において業務を行う者が、非居住者等に支払う、工業所有権、著作権等の使用料又は取得の対価のうち、その国内業務に係るものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合などがあります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらまし」をご覧いただき、最寄りの税務署にお尋ねください。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①ダイレクト納付を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合)

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト(WEB版)用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。



※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用ガイド)をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を**所轄の税務署へ書面で提出**します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)。

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいたてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。



送付又は持参

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関をご確認ください。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は101ページをご覧ください。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

☆☆ 電子納税のしかた(源泉所得税) ☆☆

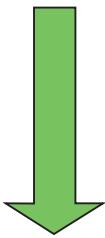
国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用のための事前準備(100ページをご覧ください。)の後、電子納税が可能となります。

e-Taxソフト(WEB版)を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです(パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税を行うことも可能です。)。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト(WEB版)にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。



納付用紙・送信用件名		税務署名		税務署番号		控除番号	
32399	平成27年度	税務署名	税務署番号	税務署住用番	控除番号	控除番号	控除番号
年	月	日	人	人	人	人	人
開始料金	平成27年1月28日	~	12	3,240,000	83,400		
支給料金	平成27年2月25日	~					
日雇労務者の賃金(単)	平成27年3月25日	~					
送信料金(単)	平成27年4月25日	~					
税理士等の報酬(単)	平成27年5月25日	~					
役員料金(単)	平成27年6月25日	~					
個人の取扱料金(単)	平成27年7月25日	~					
住 所	(電話) 03-1234-5678						
姓 氏 名	株式会社 国税商事						
申告区分							

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

e-Taxソフト(WEB版)からデータを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「納付区分番号はこちら」のボタンをクリックします。「インターネットバンキング」ボタンが表示されますので、それをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。



3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した納付日に納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

* 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

受信通知(納付区分番号通知)	
送信されたデータを受け付けました。	
なお、往日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。	
利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社 国税商事
代表者等氏名	国税大郎
受付番号	20150709170000999999
受付日時	2015/07/09 17:00:00
納付先	相町税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	

電子納税

ダイレクト納付をご利用の方は以下のボタンをクリックしてください。

①

ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用になる場合には、下の「納付区分番号はこちら」をクリックしてください。

②

(①)ダイレクト納付(納付日指定)を利用する場合

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に誤りが無ければ、「上記内容を確認済み」にチェックの上、「納付ボタン」を押してください。
納付が期制に遅れた場合には、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	相町税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	
課税期間(始)	平成27年01月
課税期間(終)	平成27年06月
登録名義	カブシキガイシャコゼイショウジ
金融機関名	国税銀行本店
預金種別	普通預金
口座番号	2300004
納付金額	83,400円

納付日を指定してください。
納付日は、原則として納期までしか指定できません。
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

平成 年 月 日

上記内容を確認済み
上記登録内容で、納付を行いますか。

「平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ) の使い方

- 1 まず、控除対象配偶者と控除対象扶養親族の数の合計を求め、「①」の人数欄に対応する控除額を求めます。
- 2 次に、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「②」のイからト欄に掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 3 1 及び 2 で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄に記入します。

凡 例	<input type="checkbox"/>	給与の支払を受ける人（所得者）	<input type="checkbox"/> 老扶	同居老親等以外の老人扶養親族
	<input checked="" type="checkbox"/> 配	一般の控除対象配偶者	<input type="checkbox"/> 障	一般の障害者
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶	一般の控除対象扶養親族	<input type="checkbox"/> 同障	同居特別障害者
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶	控除対象扶養親族以外の扶養親族 (年齢16歳未満の扶養親族)	<input type="checkbox"/> 寡	一般の寡婦又は寡夫
	<input type="checkbox"/> 特扶	特定扶養親族		
	<input type="checkbox"/> 同居 老親	同居老親等である老人扶養親族		

区分	設 例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額
		「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄	
1 所得者が障害者、寡婦（寡夫）又は勤労学生でない場合	(1)控除対象配偶者も扶養親族もいらない人	<input type="checkbox"/>	なし	① 380,000円
	(2)控除対象配偶者がいる人	<input type="checkbox"/> 配	1人	① 760,000円
		<input type="checkbox"/> 配 <input type="checkbox"/> 扶	2人	① 1,140,000円
		<input type="checkbox"/> 配 <input type="checkbox"/> 扶 <input type="checkbox"/> 扶 = <input type="checkbox"/> 老扶	3人	① 1,520,000円 ②→ト 1人 100,000円 計 1,620,000円
	(3)控除対象配偶者がなく控除対象扶養親族がいる人	<input type="checkbox"/> 扶 <input type="checkbox"/> 扶 = <input type="checkbox"/> 同居老親 <input type="checkbox"/> 扶 = <input type="checkbox"/> 特扶 <input type="checkbox"/> 扶	3人	① 1,520,000円 ②→ホ 1人 200,000円 ②→ヘ 1人 250,000円 計 1,970,000円
	(4)障害者である控除対象扶養親族がいる人	<input type="checkbox"/> 配 <input type="checkbox"/> 扶 = <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 扶	3人	① 1,520,000円 ②→ハ 1人 270,000円 計 1,790,000円
	(5)同居特別障害者である扶養親族がいる人	<input type="checkbox"/> 配 <input type="checkbox"/> 扶 = <input type="checkbox"/> 同障 <input type="checkbox"/> 扶	2人	① 1,140,000円 ②→イ 1人 750,000円 計 1,890,000円

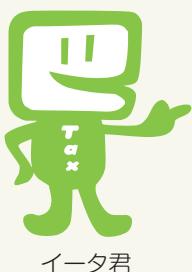
区分	設例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	
		「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄		
2 所得者が障害者である	(1)控除対象扶養親族等がない人	<input type="checkbox"/> 障	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 <hr/> 計 650,000円
	(2)控除対象扶養親族等がいる人	<input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> 障 配 扶	2人	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ 270,000円 <hr/> 計 1,410,000円
3 所又得は者寡夫一般ある寡婦の場合	(1)控除対象扶養親族がない人	<input type="checkbox"/> 寡	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 <hr/> 計 650,000円
	(2)控除対象扶養親族がいる人	<input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> 寡	1人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 <hr/> 計 1,030,000円

国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報を届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページ【www.nta.go.jp/gensen/index.htm】を設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、年末調整の時期に必要となる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。

☆☆源泉所得税の納付は e-Tax で !! ☆☆



源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、インターネットを利用したe-Tax（イータックス）をご利用になると便利です。

e-Tax を初めてご利用になる場合は、e-Tax ソフト（WEB版）などで開始届出書を提出してください（書面でも提出できます。）。

なお、源泉所得税及び復興特別所得税の納付などの納税に限ってe-Taxをご利用になる場合には、電子証明書は不要となっています。

詳しくは、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

イータックス で 検索

平成26年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

① 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人 数	控 除 額	人 数	控 除 額
な し	380,000 円	4 人	1,900,000 円
1 人	760,000	5 人	2,280,000
2 人	1,140,000	6 人	2,660,000
3 人	1,520,000	7 人 以 上	6人を超える1人につき380,000円 を2,660,000円に加えた金額

② 障の 害控 除者 等額 がい る算 場合	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき 750,000 円
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合	1人につき 400,000 円
	ハ 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる（人がいる）場合	左の一に該当するとき 各 270,000 円
	ニ 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合	350,000 円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき 200,000 円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき 250,000 円
	ト 老人控除対象配偶者又は同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき 100,000 円

- ◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。
- ◎ 102ページにこの表の使い方を記載していますので、参照してください。
- ◎ この表には、配偶者特別控除額は含まれていません。

- (注) 1 「①」欄の控除額には、基礎控除額380,000円が含まれています。
- 2 「②」欄のイからトの控除額は次のようにになっています。
- (1) 「イ」欄の750,000円……障害者控除額（同居特別障害者）の750,000円
 - (2) 「ロ」欄の400,000円……障害者控除額（特別障害者）の400,000円
 - (3) 「ハ」欄の270,000円……障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額（一般の寡婦）若しくは寡夫控除額又は勤労学生控除額の270,000円
 - (4) 「ニ」欄の350,000円……寡婦控除額（特別の寡婦）の350,000円
 - (5) 「ホ」欄の200,000円……控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額
200,000円（580,000円－380,000円）
 - (6) 「ヘ」欄の250,000円……控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額
250,000円（630,000円－380,000円）
 - (7) 「ト」欄の100,000円……控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合の配偶者控除額の割増額又は控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額100,000円（480,000円－380,000円）